



平成20年 5月22日

平成20年 3月期 決算短信

会社名 **イーバンク銀行株式会社**

URL <http://www.ebank.co.jp>

代表者 代表取締役社長 松尾 泰一
 問合せ先責任者 取締役財務経理担当 大塚 年比古

TEL (03)3509-6787

定時株主総会開催予定日 平成20年 6月26日
 有価証券報告書提出予定日 平成20年 6月27日

配当支払開始予定日 平成一年一月一日
 特定取引勘定設置の有無 無

(百万円未満、小数点第1位未満は切捨て)

1. 20年 3月期の連結業績 (平成19年 4月 1日～平成20年 3月31日)

(1) 連結経営成績

(%表示は対前年増減率)

	経常収益		経常利益		当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
20年 3月期	18,309	(33.5)	△22,535	(—)	△23,403	(—)
19年 3月期	13,709	(28.9)	△544	(—)	△403	(—)

	1株当たり 当期純利益	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	自己資本 当期純利益率	総資産 経常利益率	経常収益 経常利益率
	円 銭	円 銭	%	%	%
20年 3月期	△35,555 38	— —	△102.7	△3.3	△123.0
19年 3月期	△677 18	— —	△1.3	△0.1	△3.9

(参考)持分法投資損益 20年 3月期 △119百万円 19年 3月期 △79百万円

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率 (注1)	1株当たり 純資産	連結自己資本比率 (国内基準)(注2)
	百万円	百万円	%	円 銭	%
20年 3月期	810,156	16,336	1.9	23,674 56	11.64
19年 3月期	522,709	30,148	5.7	50,149 53	6.23

(参考)自己資本 20年 3月期 15,693百万円 19年 3月期 29,854百万円

(注)1.「自己資本比率」は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

2.「連結自己資本比率(国内基準)」は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)」に基づき算出しております。

(3) 連結キャッシュ・フローの状況

	営業活動による キャッシュ・フロー	投資活動による キャッシュ・フロー	財務活動による キャッシュ・フロー	現金及び現金同等物 期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円
20年 3月期	270,131	△316,705	22,603	54,342
19年 3月期	139,715	△191,779	24	78,312

2. 配当の状況

(基準日)	1株当たり配当金					配当金総額 (年間)	配当性向 (連結)	純資産配当率 (連結)
	第1四半期末	中間期末	第3四半期末	期末	年間			
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	百万円	%	%
19年 3月期	— —	— —	— —	— —	— —	—	—	—
20年 3月期	— —	— —	— —	— —	— —	—	—	—
21年 3月期 (予想)	— —	— —	— —	— —	— —		—	

3. 21年 3月期の連結業績予想 (平成20年 4月 1日～平成21年 3月31日)

当行グループの業績は、運用調達業務における業績の影響を強く受けますが、同業務の業績は国内外の金融商品市場動向等の不確定要素により大きく左右されます。したがって、投資家に誤解を与える可能性を極力排除するため、現時点において次期の連結業績予想は記載していません。

4. その他

(1) 期中における重要な子会社の異動（連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動） 有
新規 1社（イートラスト信託株式会社）

(注) 詳細は、14ページ「企業集団の状況」をご覧ください。

(2) 連結財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されるもの）

- ① 会計基準等の改正に伴う変更 有
② ①以外の変更 無

(注) 詳細は、28ページ「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」をご覧ください。

(3) 発行済株式数（普通株式）

- ① 発行済株式数 平成20年3月期 663,926株 平成19年3月期 596,376株
② 期末自己株式数 平成20年3月期 1,057株 平成19年3月期 1,057株

(注) 1株当たり当期純利益（連結）の算定の基礎となる株式数については、52ページ「1株当たり情報」をご覧ください。

(参考) 個別業績の概要

1. 20年3月期の個別業績（平成19年4月1日～平成20年3月31日）

(1) 個別経営成績

(%表示は対前年増減率)

	経常収益		経常利益		当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
20年3月期	18,120	(33.3)	△22,580	(—)	△23,591	(—)
19年3月期	13,590	(28.7)	△368	(—)	△236	(—)

	1株当たり 当期純利益	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益
	円 銭	円 銭
20年3月期	△35,783 48	— —
19年3月期	△397 30	— —

(2) 個別財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率 (注1)	1株当たり 純資産	単体自己資本比率 (国内基準)(注2)
	百万円	百万円	%	円 銭	%
20年3月期	810,738	15,623	1.9	23,531 31	10.91
19年3月期	522,948	29,972	5.7	50,258 30	6.15

(参考) 自己資本 20年3月期 15,623百万円 19年3月期 29,972百万円

(注)1. 「自己資本比率」は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

2. 「単体自己資本比率(国内基準)」は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)」に基づき算出しております。

1. 経営成績

(1) 経営成績に関する分析

経常収益は、法人のお客様向けのリアルタイム決済サービス、ゴールドドラッシュプログラム等により、受取内国為替手数料が堅調に推移し、証券口座入金サービス、公営競技への決済サービス等により口座振替手数料も堅調に推移いたしました。また、スポーツ振興くじ「toto」のインターネット販売取扱高の増加、VISAデビット機能付きキャッシュカード（以下「イーバンクマネーカード」という。）の発行等により、その他役務取引等収益が伸びたことを背景として、電子決済サービス業務関連収益が増加しました。しかし、投資信託の銘柄増加による販売及び管理手数料収入増加により、金融商品販売手数料が増加しましたが、特約定期預金に係る金融派生商品収益の不調等により金融サービス販売業務関連は減少しました。また、運用調達業務においても、運用資産ポートフォリオの積み上げを行い資金運用収益は堅調に推移いたしました。市場環境の悪化による信託財産であるファンドオブファンズの運用成績の悪化によりその他経常収益が減少し、運用調達業務関連収益は減少しました。結果として、経常収益は18,309百万円（前連結会計年度比4,600百万円、33.55%増）となりました。

一方、経常費用は、預金量の増加・調達金利上昇により資金調達費用が増加し、業容の拡大に伴い役務取引等費用が増加した他、積極的なシステム投資等により、営業経費も増加いたしました。加えて、当行の保有する外国債券等の減損・評価損等によりその他業務費用が、株式等の減損やファンド等の運用成績の悪化による運用損や不動産価格の下落による貸倒引当金の増加等により、その他経常費用が、それぞれ顕著に増加いたしました。これらの結果として、経常費用は40,845百万円（前連結会計年度比26,591百万円、186.56%増）となりました。その結果、経常損失は22,535百万円（前連結会計年度は544百万円の経常損失）となりました。特別損失は、新システム導入に伴う固定資産処分損等により942百万円（前連結会計年度比787百万円、509.30%増）となりました。その結果、税金等調整前当期純損失は23,477百万円（前連結会計年度は457百万円の税金等調整前当期純損失）、当期純損失は23,403百万円（前連結会計年度は403百万円の当期純損失）となりました。

(2) 財政状態

①資産・負債及び資本の状況

当連結会計年度末における預金は、顧客口座数の順調な進捗及びキャンペーン金利施策を背景として、普通預金残高が198,657百万円（前連結会計年度比46,656百万円、30.69%増）、定期預金残高が525,642百万円（前連結会計年度比198,449百万円、60.65%増）、外貨預金残高は外貨定期預金のリリース等を背景として32,679百万円（前連結会計年度比29,848百万円、1,054.02%増）となり、預金残高は758,972百万円（前連結会計年度比276,274百万円、57.23%増）となりました。また、平成20年3月31日に社債（期限付劣後社債10,000百万円）を発行した結果、負債の部の合計額は793,820百万円（前連結会計年度比301,259百万円、61.16%増）となりました。資産の状況は、有価証券については、国債を中心とした投資を積極的に行った結果、668,476百万円（前連結会計年度比355,146百万円、113.34%増）、買入金銭債権については、31,052百万円（前連結会計年度比2,758百万円、9.74%増）、金銭の信託については、信託財産であるファンドオブファンズの売却や不動産証券化商品の償還等により、35,750百万円（前連結会計年度比47,746百万円、57.18%減）となりました。預け金については、流動性準備として必要な金額を留保した上で、効率的な運用を行うこととしたため、54,339百万円（前連結会計年度比25,970百万円、32.33%減）となりました。以上の結果、資産の部合計は、810,156百万円（前連結会計年度比287,446百万円、54.99%増）となりました。また、純資産の状況については、平成19年4月26日払込期日の第三者割当増資により資本金は38,414百万円（前連結会計年度比6,078百万円、18.79%増）となりました。資本剰余金については、前述の第三者割当増資により増加した資本準備金6,075百万円を平成19年6月26日に開催された当行株主総会の承認を経て全額減少し、これにより増加したその他資本剰余金の一部を利益剰余金に振替え、繰越損失の一部填補を行ったため、当連結会計年度末の資本剰余金は5,437百万円となりました。利益剰余金については、当期純損失を計上したことに伴い、△23,408百万円となりました。以上の結果、純資産の部合計については、16,336百万円（前連結会計年度比13,812百万円、45.81%減）となりました。

②キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、預金が大きく増加したこと等により、270,131百万円（前連結会計年度比93.34%増）の収入となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、国債を中心とする有価証券の取得を行ったこと等により、316,705百万円（前連結会計年度比65.14%増）の支出となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、平成19年4月26日払込期日の第三者割当増資による募集株式の発行や平成20年3月31日払込期日の期限付劣後社債の発行等により、22,603百万円（前連結会計年度は24百万円）の収入となりました。以上の結果、当連結会計年度の現金及び現金同等物の減少額は23,970百万円（前連結会計年度は52,039百万円の減少）となり、現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高は54,342百万円（前連結会計年度末比30.60%減）となりました。

(3) 利益分配に関する基本方針及び当期・次期の配当

当行は、株主に対する利益還元と同時に事業の競争力確保・強化を基本方針としております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、繰越利益剰余金の欠損があるため、配当を行っておりません。なお、当行の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としており、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会である旨を定款に定めております。

今後も上記基本方針に基づき、当行グループの業績等を勘案し、将来の経営体質の強化と事業効率化及び事

業拡大のためのシステム投資等に必要な内部留保と、株主への利益還元とのバランスに留意し総合的に決定していく所存であります。

(4) 事業等のリスク

以下に、当行グループの事業その他に関するリスク要因となる可能性があると思われる主な事項を記載しておりますが、全てのリスク要因を網羅しているとは限りません。本項においては将来に関する情報が含まれておりますが、当該事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際に将来発生する結果と異なる可能性があります。

(1) 経営成績及び財政状態の推移について

当行及び当行グループの経営成績の推移は、以下の通りであり、平成17年度には経常利益及び当期純利益を計上しましたが、他の連結会計年度については経常損失及び当期純損失を計上しています。これらは、創業時の設備投資に係る償却負担、顧客口座数がクリティカル・マスに達しないこと、運用業務開始の遅れや不調、当行の認知度アップを目的としたプロモーション・コスト負担、システムの保守・運用費負担、及びカスタマー・センターの運営費負担といった要因によるものです。当連結会計年度においては、電子決済サービス業務及び金融サービス販売業務の収益が大幅に増加いたしました。運用調達業務については、当行の保有する外国債券等の減損・評価損等によりその他業務費用が、ファンド等の運用成績の悪化、株式の減損及び貸倒引当金の増加等によりその他経常費用が、決済サービス及び金融サービス販売業務の拡大により営業経費がそれぞれ増加した結果、連結経常損失を計上しております。

また、平成19年4月に自己資本の拡充を目的とした第三者割当増資、同年6月に開催された定時株主総会の承認に基づく、同年8月に資本準備金の全額減少及びこれにより増加したその他資本剰余金の一部の利益剰余金への振替えによる繰越損失の填補、平成20年3月に成長資金の確保及び自己資本の維持を目的とした期限付劣後社債の発行をそれぞれ行っております。

今後も、収益力の向上等に注力し、経常利益及び当期純利益の計上並びに繰越損失の解消に努める所存であります。本項に述べるものをはじめとする様々な不確実性により、経常利益又は当期純利益が早期に計上されない可能性又は繰越損失が早期に解消しない可能性があります。

(単位：百万円)

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
経常収益	2,865	6,911	10,551	13,590	18,120
経常費用	5,465	7,336	9,597	13,958	40,701
経常利益(△は経常損失)	△2,599	△424	954	△368	△22,580
当期純利益(△は当期純損失)	△2,958	△461	786	△236	△23,591
繰越利益(△は繰越損失)	△11,958	△12,419	△11,632	△637	△23,591
純資産額	9,638	24,160	30,318	29,972	15,623
総資産額	169,453	293,130	367,650	522,948	810,738
自己資本比率	12.64%	15.54%	19.94%	6.15%	10.91%

(単位：百万円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	(自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)	(自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)	(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
連結経常収益	—	6,911	10,632	13,709	18,309
連結経常費用	—	7,422	9,732	14,253	40,845
連結経常利益(△は連結経常損失)	—	△510	900	△544	△22,535
連結当期純利益(△は連結当期純損失)	—	△548	1,034	△403	△23,403
連結利益剰余金	—	△12,507	△11,472	△642	△23,408
連結純資産額	—	24,011	30,362	30,148	16,336
連結総資産額	—	292,927	367,395	522,709	810,156
連結自己資本比率	—	15.47%	20.20%	6.23%	11.64%

(注) 1. 当行グループにおいては、平成15年度以前は連結子会社が存在しないため、連結財務諸表を作成していません。
2. 自己資本比率及び連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。なお、平成17年度末以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

(2) 当行グループの事業に関するリスク

(A) 電子決済サービス業務に関するリスク

① 事業戦略に関するリスク

当行グループは、電子決済サービス業務においては、顧客口座数のクリティカル・マスの早期達成を目指すことを最も重要な戦略と考えています。現時点における我が国の電子決済サービスの市場の状況、競合状況その他の事実を前提とすると、当行は、現時点においては顧客口座数300万口座をクリティカル・

マスの目途と考えております。しかしながら、当行グループの顧客口座数が300万口座を上回ったとしても、当行グループが期待するクリティカル・マスの効果が現実に発現するとの保証はありません。また、以下の各要因その他本項目に記載したものをはじめとする様々な要因が生じた場合は、これらの当行戦略が全く又は十分に奏効せず、当行グループの事業及び業績に悪影響を与える可能性があります。

- ・クリティカル・マス達成のためのマーケティング費用等が、著しく増加すること
- ・クリティカル・マス達成の過程での預金量の増加、調達金利の上昇により資金調達費用が著しく増加すること
- ・顧客口座数の増加スピードが鈍化し、クリティカル・マスの達成が遅延又は不能となること
- ・顧客口座数の増加が、電子決済件数、金融サービス販売高、預金残高等の増加に繋がらないこと
- ・電子決済件数増加のための新サービスや新商品等の各種施策が不調に終わること
- ・クリティカル・マス達成後も、電子決済サービス提供に要する費用の低減化・効率化ができないこと
- ・市場環境の変化により、顧客口座数が増加せず又は電子決済サービス手数料収入が伸び悩むこと

また、当行グループは、今後デビットカードの発行等により、ウェブ決済のみならずリアル決済においても、電子決済サービスの業務展開を積極化する方針から、平成18年2月にVISAの「プリンシパル・メンバー」の資格を取得し、平成19年7月より「イーバンクマネーカード」の発行を行っております。しかし、デビットカード等のリアル決済における電子決済サービスへのニーズが当行グループの予測を下回る場合、VISAとの関係が良好に継続できない場合、競合他社による同種の機能を有するカードに比して当行カードの優位性が認められない場合等、当行グループの戦略が全く又は十分には奏効しないときは、当行グループの事業及び業績に悪影響を与える可能性があります。

②競争に関するリスク

当行グループの電子決済サービスの分野における現在の主要な競合者は、株式会社ジャパンネット銀行及びソニー銀行株式会社です。平成19年12月末日現在、当行、株式会社ジャパンネット銀行及びソニー銀行株式会社の口座数はそれぞれ約252万口座、約174万口座及び約55万口座であり(注)、両行との競合は今後も激しいものと予測されます。また、同分野においては、住信SBIネット銀行株式会社の新規参入に見られるように、従来の金融機関のみならず他業種企業も参入することが見込まれ、新たな技術の登場等も考えられることから、今後さらなる競争の激化が予想されます。こうした事業環境において、競合他社が、電子決済サービスのシステムの有効性又はセキュリティ、顧客基盤又はブランド等の集客力、低コストによる価格競争力等の面において当行グループよりも競争力を有する場合、当行グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

(注) 出所

平成20年1月25日付 株式会社ジャパンネット銀行「平成20年3月期第3四半期 財務・業績の概況」

平成20年2月15日付 ソニー銀行株式会社「平成20年3月期第3四半期連結財務諸表の概要」

③内国為替制度について特定の第三者に依存するリスク

当行は、平成18年1月4日に全国銀行データ通信システムに直接接続しましたが、接続後も当行は日本銀行に当座預金口座を有しないため、内国為替制度に基づく加盟銀行間での日本銀行当座預金口座上の決済が行えません。また当行は、早期の日本銀行当座預金口座の開設を目指しておりますが、日本銀行との間で当座預金取引が開始される保証はありません。このため、当行が日本銀行に当座預金口座を開設するまでは、株式会社西日本シティ銀行に銀行間決済の代行業務を委託します。したがって、当行の日本銀行当座預金口座の開設が認められ、かつ日本銀行当座預金口座上の決済が行えるようになるまでの間、株式会社西日本シティ銀行のシステムや業務に何らかの障害が発生した場合又は何らかの理由により同行への銀行間決済の代行業務の委託ができなくなる場合には、当行グループの事業に重大な悪影響を与える可能性があります。

④ATMについて特定の第三者に依存するリスク

当行はインターネット専業銀行であるために、当行の支店舗網や独自のATMを有しておりません。当行は、株式会社セブン銀行及び株式会社ゆうちょ銀行と、それぞれATMの利用に係る契約を締結し、当行の顧客はこれらのATMを利用して当行口座の入出金が行えます。したがって、これらの金融機関等との関係が悪化した場合又はこれらの業務もしくはシステムに支障が生じた場合には、当行グループの事業に重大な悪影響を与える可能性があります。

⑤資金流動性に関するリスク

当行の預金については、普通預金の引出し、定期預金の解約及び他の金融機関への送金又は振込がインターネット上で時間と場所を選ばずに迅速かつ容易に行えます。このため、当行グループのレピュテーションに悪影響を及ぼす風評が流布される等、不測の事態が発生した場合には、預金の流出が通常の銀行と比較して速いペースで進展する可能性があります。

また、当行グループでは現在、コンティンジェンシープランを策定の上、統計的手法を用いて資金流動性準備率を設定し、同比率を毎日モニタリングする等、資金流動性には十分配慮した業務運営を行っておりますが、予想を超えた著しい資金流出が起こった場合には、当行グループの業務が継続できなくなる可能性があります。

⑥業務の外部委託に関するリスク

当行グループは現在、事務センターにおける口座開設関連業務やコールセンターにおける顧客問合せ対応業務等を、複数の外部委託先に委託しております。外部委託先の選定にあたって審査を行い、委託後も外部委託先の管理、監視を通して不慮の事態に備えておりますが、これらの業務委託先が委託業務を適切に執り行わなかった場合、何らかの理由により当行グループに対するサービスを停止し、当行グループが速やかに代替策を講じることが出来ない場合等には、当行グループの業務の停止や信頼性の喪失を招き、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当行口座開設への誘導等を推進する「アフィリエイトプログラム」や「ブランチ・プログラム」においては、第三者が当行サービスに関する告知や広報等を実施しているため、当該第三者が当行との契約の範囲を逸脱し、銀行法や金融商品取引法等により禁止されている当行のサービスに関する勧誘行為や口座開設に関わる事務等に従事する可能性を完全に払拭することはできません。当行は、上記業務を提携、委託する法人顧客の審査、教育及び監視を行っておりますが、当該法人顧客が違法行為又は脱法行為を行った場合には、委託者である当行の責任問題に発展するおそれがあり、結果として当行グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

⑦知的財産権の侵害に関するリスク

インターネットに関連した事業分野では、様々な知的財産権が複雑に絡み合っております。これらの知的財産権は、当行グループ及び当行サービスを利用する顧客がそれぞれの責任範囲において、権利侵害等の防止に十分留意する必要があります。当連結会計年度末現在、当行グループは知的財産権の侵害をめぐる重要な訴訟・紛争の当事者とはなっておりませんが、当行グループ及び当行サービスを利用する顧客によって、知的財産権の侵害・被侵害行為がなされた場合には、当該行為に関連する問題の解決等に伴い、当行グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

(B) 金融サービス販売業務に関するリスク

①業務範囲の拡大に関するリスク

当行グループは、平成18年3月より満期特約定期預金、同年6月より金利ステップアップ型定期預金、同年9月より為替特約定期預金の取扱いを開始しております。また、販売する投資信託のラインナップの拡充及び、東京金融取引所の取引所為替証拠金取引（くりっく365）へ進出するなど、業務範囲の拡大を行っております。しかしながら、当行グループは、既に開始した又は開始を予定している新規業務については、経験が少ないか又は経験がないため、当該業務又は当該業務に係るリスクに対する対応が不十分である等の理由により、当行グループの事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

②競争に関するリスク

近年、インターネットを通じた投資信託等金融商品の販売業務については、従来の金融機関のみならず他業種企業グループも参入しており、激しい競争状態にあります。こうした事業環境において、顧客の要望する手数料やサービスの提供、サービスの質、システムに対する信頼性等について、当行グループが競合企業に対する競争優位性を確保できなかった場合には、当行グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

(C) 運用調達業務に関するリスク

①資産運用の基本方針に関するリスク

当行グループにおいては、有価証券及び金銭の信託が当行グループの運用資産の大宗を占め、又は運用収益に重要な影響を与えております。かかる運用資産は、流動性を補完することを主目的とする安全資産と、収益の獲得を主目的とするリスク資産に分類されます。まず、安全資産運用においては、流動性の確保、及びデュレーションの機動的な調節を主眼とし、運用収益の獲得は副次的な効果と位置付けております。一方、リスク資産においては、当行グループの運用調達業務における費用を賄うための運用利回りの獲得を主眼として、債券、株式、ファンド、証券化・流動化商品等の多様な金融商品での運用を行っております。これらの活動による収益は、金利、外国為替、債券及び株式等の市場変動等により大きく影響を受けることがあり、評価額が大きく変動し当行グループの業績に影響を与える可能性があります。また、貸付債権、デリバティブ又は債券について債務者の信用リスクが上昇した場合にも当行グループの業績に悪影響が及ぶ可能性があります。当行では、ALMの観点からリスク資産についても、銀行業務としての公共性に鑑み、裏付資産が偏在しないような基準を設け、実行ごとにチェックを実施しておりますが、これらの投資により損失を計上しない保証はありません。

当行グループがかかる基本方針に基づき運用調達業務を行えない場合、十分な流動性を確保できない可能性、又は運用調達業務において期待される収益を計上できない可能性があります。また当行グループがかかる基本方針に基づき運用調達業務を行う場合でも、資産の流動性及び運用資産の収益性が確保されることの保証はありません。

②投資に係る意思決定態勢・手続きに関するリスク

当行における運用資産の投資及びその回収は、当行の職務分掌に従い、投資委員会やリスク管理委員会といった社内委員会での議論を経て、意思決定がなされます。

かかる意思決定態勢・手続きの整備に関わらず、当行の経営陣の意思決定に十分な牽制又は抑制が働か

ない場合、当行グループの投資について適切な意思決定がなされないおそれがあります。また、個別の投資案件についてこれらの意思決定態勢・手続きを適用する結果、当行が適時のタイミングで投資の意思決定及びその実行を行うことができないおそれがあります。

③証券化・流動化商品及びヘッジファンド関連投資に伴うリスク

当行グループは、運用調達業務において、各種不動産物件、消費者ローン等の貸付債権、企業の売掛債権、企業向けの貸付債権、信用デリバティブ、及びその他の債券等を裏付資産とする証券化・流動化商品に、預金残高の一定割合を投資しています。投資の実行に際しては、十分な審査を実施するとともに、取得した商品の裏付資産についても、定期的なモニタリングを実施しております。例えば、不動産、金銭債権等の裏付け資産の種類ごとの分散や、また同じ不動産証券化商品であっても用途、地域、アレンジャーごとの分散を図り、特定のリスクが偏在しないよう管理しております。しかし、これらの投資により損失を計上しない保証はありません。また、景気動向、金利動向、不動産市況等の各種経済条件の変動や法規制の変更、地震等の自然災害の発生等により、証券化・流動化商品の裏付資産のキャッシュ・フローが悪化した場合や当該裏付資産の資産価値が毀損した場合には、当行グループの業績に悪影響を与える可能性があります。さらに、証券化・流動化商品を当行グループが希望する時期又は価格で売却又は処分できないことなどにより、当行グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

また当行グループは、ヘッジファンドについても一定程度の投資を行っています。ヘッジファンドは一般に、通常の株式・債券の買い持ち戦略の他にデリバティブを使った複雑なトレーディング戦略等を採用し、またハイリスクな投資機会を対象とすることがあり、価格変動リスクが高くなる傾向にあります。また、ヘッジファンドは国債、上場株式又は債券等に比して、流動性が限られるため、適切な時期又は条件で売却又は処分することが困難なこともあります。当行グループは、投資の実行に際して十分な審査を行い、当行グループに適切なりターンとリスクを有するヘッジファンドを厳選するとともに、定期的なモニタリングを実施しておりますが、ヘッジファンドの投資戦略が成功しない等の理由により、ヘッジファンドへの投資持分の市場価格又は経済的価値が下落した場合、あるいは当行グループが希望する時期又は価格で売却又は処分できない場合、当行グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

不動産の証券化・流動化商品の投資残高

(百万円)

	平成 18 年度期末残高 (連結)	平成 19 年度期末残高 (連結)
不動産証券化・流動化関連	71,061	46,700
金銭の信託	24,665	—
社債	33,113	26,201
買入金銭債権	12,786	20,117
その他の有価証券	496	380
その他資産	—	—

(注) 政策目的による投資に係る残高は含みません。

金銭の信託の内訳

(百万円)

	平成 18 年度		平成 19 年度	
	期末残高 (連結)	連結損益計算書のその他の経常収益(費用(△))計上額	期末残高 (連結)	連結損益計算書のその他の経常収益(費用(△))計上額
金銭の信託	83,496	△539	35,750	△842
不動産証券化・流動化関連	24,665	1,152	—	300
ファンドオブファンズ	53,102	△1,697	29,369	△1,147
その他	5,729	5	6,381	4

(注) 1. 当行は為替のリスクをヘッジしており、「その他経常収益(費用)」には、為替予約コスト及び為替変動にかかる損益が含まれております。なお、平成 19 年度においては、その費用の一部 (2,082 百万円) を「その他業務費用」に計上しております。
2. その他には、株式、キャッシュリザーブ、為替予約評価損益等が入っております。

買入金銭債権の内訳

(百万円)

	平成 18 年度		平成 19 年度	
	期末残高 (連結)	連結損益計算書のその他の受入利息(費用(△))計上額	期末残高 (連結)	連結損益計算書のその他の受入利息(費用(△))計上額
買入金銭債権	28,294	819	31,052	954
貸付金銭債権	15,062	570	10,935	367
不動産証券化・流動化関連	12,786	239	20,117	586
その他	445	8	—	0

④運用資産が予定どおり積み上がらないリスク

当行グループは、運用調達業務を主要な業務の一つと位置付け、将来の収益計画を設定したうえで、投資業務を遂行しております。しかし、収益計画の達成の成否は、景気動向、証券市場全体の動向、金利動向、対象資産の価値変動、当行の投資案件組成状況、自己資本比率規制からの制約等の複数の要因に大きく左右されます。したがって、収益計画の作成の際に想定した様々な前提条件の動向により、当行の運用業務の収益性が大きく変動し、当行グループの業績が悪影響を受ける可能性があります。当行グループは、高い流動性の維持に留意していることから、流動性の低い商品に対する投資の額に制限があり、また、当行グループは当連結会計年度末現在、貸付業務を行うことができず、投資対象にも制限があるため、魅力的な商品に対して適時に適切な金額を投資できない可能性があります。また、現在の当行グループの主要

な投資対象である証券化・流動化商品については、同商品への投資案件組成における競合の激化又はそれに伴う期待収益率の低下等により、将来魅力的な案件を発見し投資することが困難となるおそれがあります。

さらに、不動産を裏付資産とする証券化・流動化商品については、特定の第三者との協働による投資案件への集中を回避する方針を採用したことに伴い、運用資産の中から証券化・流動化商品への投資が収益計画どおりに進捗せず、当行グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

⑤時価のある有価証券に関するリスク

当連結会計年度末に当行及び当行グループが保有する有価証券のうち、時価のあるものについては以下のとおりです。これらの有価証券については、連結貸借対照表上時価が計上されますが、有価証券の時価は債券及び株式市場の動向により変動し、投資先の業績不振、債券及び株式市場における市況の悪化等により評価損が発生する可能性があります。なお、有価証券の時価については、当行は会計基準に従い算定の評価基準を設け時価評価の客観性及び公正性の確保に努めておりますが、対象となる有価証券の時価の中にはその算定が複数の要因に大きく左右されるものがあり、当行が使用する時価と実際の市場価格との間で乖離が生じるおそれがあります。

その他有価証券で時価のあるもの（連結ベース）

（単位：百万円）

	平成18年度末(平成19年3月31日)			平成19年度末(平成20年3月31日)		
	取得原価	連結貸借対照表計上額	評価差額	取得原価	連結貸借対照表計上額	評価差額
株式	562	436	△126	23	23	—
債券	254,436	253,112	△1,323	610,775	608,337	△2,437
国債	221,740	220,760	△980	579,369	577,180	△2,188
社債	32,696	32,352	△343	31,405	31,156	△248
その他	23,042	22,896	△145	71,671	59,563	△12,108
合計	278,041	276,445	△1,595	682,470	667,924	△14,546

⑥投資リスク管理方針が有効に機能しないリスク

当行グループは、現在投資リスク管理に関する方針及び手続に基づき資産の投資・運用を行っておりますが、変化し続ける投資リスクに適時適切に対応するため、かかる投資リスク管理の方針及び手続を今後も不断に見直し改善していく予定です。しかし、当行グループは急速に運用資産残高が増加する中、証券化・流動化商品、ファンド等、相対的にリスクの高い運用資産も保有しているため、かかる方針及び手続が、投資リスクの認識及び管理に際して十分に機能しない可能性があります。当行グループの投資リスク管理手法には、過去の市場動向の観測に基づくものがあるため、将来のリスク量を正確に把握できない可能性があります。また投資上の各種リスク及び法規制に対応するためには、多くの取引及び事象の検証に基づいて、投資リスク管理の方針及び手続を適時適切に制定、改廃する必要があります。そうした調整が行われるまでの過程においては既存の投資リスク管理の方針及び手続は、断続的にその効果が不十分となる可能性があります。また運用資産の流動性又は取引価格等により、かかる投資リスク管理の方針及び手続の制定又は改廃に従った処理を現実に実行することができない可能性もあります。その場合、運用資産価値が毀損し、当行の自己査定・償却引当基準を超えて損失が発生するなど、当行グループの業績に悪影響を与えることが見込まれます。

⑦業務範囲の拡大に関するリスク

当行グループは、平成19年10月より外貨定期預金の取扱いを開始するなど、取扱い商品の拡充を目指しております。しかしながら、当行グループは、既に開始した又は開始を予定している新規業務については、経験が少ないか又は経験がないため、当該業務又は当該業務に係るリスクに対する対応が不十分である等の理由により、当行グループの事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(D) 事業全般に関するリスク

①業歴が浅いこと

当行グループの中核企業であるイーバンク銀行株式会社は、その前身である日本電子決済企画株式会社が平成12年1月14日に設立され、平成13年7月9日に銀行業免許を取得し、同年7月23日に銀行として開業した、業歴の浅い会社であります。また、そもそも、インターネット専業銀行自体が、新しいビジネスモデルであり、歴史的に確立された安定性の高い業務形態ではありません。そのため、当行グループが収益性を上げることができる保証はありません。さらに、今後の事業展開による収益構造の変更、急成長しつつあるインターネット業界における企業が直面するトラブル、予定外のコスト負担増等により当行グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

②PC又は携帯端末によるインターネット経由の電子商取引市場に関するリスク

当行グループは、PC又は携帯端末によるインターネット経由の様々な電子金融取引サービスを当行の口座保有者に提供することを主たる事業としております。このため、PC又は携帯端末によるインターネット経由の電子商取引が広く普及し、またこれらの利用者にとって安全かつ利便性の高い電子商取引の利用環

境が維持されることが、当行グループの事業展開にとっての基本的な条件となります。しかし、PC又は携帯端末並びにインターネットの普及はピークに達している可能性があります。さらに、PC又は携帯端末によるインターネット経由の電子商取引の歴史は浅く、その普及に関する将来性が不透明であるほか、それを利用した犯罪行為等の弊害の発生も予想されます。PC又は携帯端末によるインターネット経由の電子商取引に関する市場が拡大しない場合には、当行グループは収益機会を喪失し、当行グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

③セキュリティ及び顧客情報の不正利用に関するリスク

当行はインターネット専門銀行として営業を行っておりますが、インターネット業界は、技術進歩の速度が極めて速く、またネット上における各種犯罪に対する規制・対策についても、その整備に未だ課題が多く、違法な行為の取締りが十分になされていないといった問題があります。

当行グループでは、当行顧客口座への不正アクセス等の違法行為に備え、システムのセキュリティ強化については不断の努力を行っておりますが、当行の想定を超えた技術・方法等により、当行グループのシステムに不正アクセスが行われ、顧客口座での不正取引や機密情報の漏洩等が発生した場合には、当行グループの業務が中断する可能性があります。また、第三者が当行グループのネットワーク・セキュリティを侵し不正に取引口座情報を利用した場合等には、当行グループに責任が発生する可能性があります。セキュリティ上の問題の発生又は顧客情報の不正利用は、当行グループへの信頼を低下させ、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、他の金融機関においてインターネット・バンキング業務におけるセキュリティに関連して問題が生じることで、インターネットをプラットフォームとする電子金融取引全般について社会的評価が低下する場合にも、当行グループの業績について影響が及ぶ可能性があります。

④システムに関するリスク

当行グループのシステムは、電子金融取引等を司るフロントシステム、各種取引データを取り込んで財務諸表を作成する勘定系システム、ウェブ上における口座開設や口座情報の照会、コールセンターの問合せ履歴等を管理するシステム等から構成されております。また、災害等により当行グループのシステムに障害が発生した場合に備え、本社システムにおいてネットワーク・ハード機器を二重に装備するとともに、顧客データの隔地保管等を行うため、本社システムにくわえバックアップセンターを設置し、同一内容のデータを保管することで、緊急時におけるシステム障害のリスクを軽減しております。

当行グループ事業の根幹である電子金融取引等は、全てこれらのシステムを経由して行われているため、上記の施策にも関わらずこれらのシステムに障害が発生した場合には、当行グループの事業全体に重大な悪影響が及ぶおそれがあり、またこれらのシステム障害に対する対応の遅れは、当行グループへの信頼を低下させるおそれがあります。

くわえて、以下の各事項を始めとする様々な要因によっても、当行グループのシステムに障害が生じ、当行グループの業績に悪影響が及ぶ可能性があります。

- ・ハードウェア又はソフトウェアの欠陥
- ・アクセス数・顧客口座数・取引件数等の急激な増大
- ・自然災害
- ・停電
- ・人的ミス、怠業又は破壊行為
- ・コンピュータウイルス
- ・スパイウェア等によるサイバーアタック

また、当行グループの電子金融取引等のためのシステムの維持又は発展のために、システム投資を継続的に実施する必要があります。これらのシステム投資が十分な水準でなされない場合には、当行サービスの陳腐化による顧客の流出等を通じて、当行グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

⑤法規制について

当行が営む銀行業を行うためには銀行法第4条第1項に基づく免許が必要であり、また、当行が営む一定の有価証券関連業及び外国為替証拠金取引の取扱いを行うためには銀行法第11条並びに金融商品取引法第33条の2に基づく登録を受ける必要があります。

当行は銀行業の免許を取得して銀行業を行うとともに、有価証券関連業を行う金融機関としての登録を受けて、一定の有価証券関連業（有価証券の元引受業務を含みます。）を行っております。また、当行は平成19年6月に金融先物取引法第56条に基づく金融先物取引業者の登録を受けました（なお、金融商品取引法の施行により、金融機関が行う外国為替証拠金取引の取扱いは、有価証券関連業と同様に金融商品取引法第33条の2に基づく登録を受けて行うものとなり、当行は同条に基づき有価証券関連業及び上記外国為替証拠金取引の取扱いを行うこととなります。）

なお、当行子会社であるイートラスト信託株式会社は平成20年4月1日に信託業の営業免許を取得し、同月8日より営業を開始いたしました。

なお、当行グループは、銀行業免許の付帯条件として、監督官庁の事前承認を受けることなく、預金担保の個人向け当座貸越業務を除く一般貸出業務等を行うことを認められておりません。当行グループの銀行業、登録金融機関証券業務及び信託業に係る免許等については、有効期間その他の期限は法令等で定められておりません。銀行業、登録金融機関証券業務及び信託業については、銀行法第26条乃至同第28条、金融商品取引法第52条の2並びに第54条及び信託業法第44条並びに第45条にて、業務の停止等及び免許等

の取消となる要件が定められており、これらに該当した場合、業務の停止等及び免許等の取消が命じられるおそれがあります。

当行グループの主要な事業活動の継続には、前述のとおり銀行業免許、金融商品取引法第33条の2に基づく登録、信託業免許が必要ですが、現時点において、当行はこれらの取消事由に該当する事実はないと認識しております。しかしながら、将来、何らかの事由により免許等の取消等があった場合には、当行の主要な事業活動に支障をきたすとともに業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

当行は、銀行法を始めとした広範な法令上の制限及び監督官庁による監督を受けており、業務全般に関して、金融庁等による定期的な検査を受けております。監督官庁の政策、規制又は監督指針（銀行経理に関する指針等も含みます。）について、当行グループにとって不利益な変更がされた場合には、当行グループの事業又は業績に悪影響を及ぼす可能性もあります。

また、当行グループは、銀行業免許の付帯条件として、監督官庁の事前承認を受けることなく、預金担保の個人向け当座貸越業務を除く一般貸出業務等を行うことを認められていないため、当行グループが企図する収益を生み出すための当該業務に関連する新規業務、新規投資案件、商品・サービス等を展開する機会を失う可能性があります。

さらに、当行グループは、銀行法及び関連法令上一定の自己資本比率を維持する必要があります（詳細については下記「⑥ 自己資本比率が悪化するリスク及び自己資本比率規制が変更される可能性について」をご参照ください。）。

くわえて、当行グループの行っているインターネットにより媒介される電子金融取引に関して、インターネット関連事業を規制する法律は整備途上の段階にあると認識しております。しかし、今後インターネットや電子商取引の利用者又は関連する事業者を規制対象とする法律が整備もしくは強化され、又は何らかの自主規制が求められる可能性があります。さらに、当行グループが今後事業を拡大する場合、当該事業に適用のある法規制を遵守する必要があり、当行グループの事業に制約がくわえられ、当行グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

⑥ 自己資本比率が悪化するリスク及び自己資本比率規制が変更される可能性について

当行グループは、銀行法第14条の2に従い自己資本比率を維持する必要があります。金融庁は平成18年3月同条について、バーゼル銀行監督委員会において見直しがなされた自己資本比率規制に関するガイドラインに基づき従来のガイドライン（平成5年大蔵省告示第55号）を改正し「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第19号）を制定し、同告示は平成19年3月期より適用されております。同告示に基づく当連結会計年度末における当行グループの連結自己資本比率は11.64%（単体自己資本比率10.91%）となっております。しかし、当行グループの業績悪化、投資有価証券等保有資産の価値下落、自己資本比率規制に関するガイドラインの変更等により、現在の自己資本比率が低下する可能性があります。

くわえて、当行グループの自己資本比率が基準数値を下回る場合には、金融庁からの是正措置の発動により、当行グループの業務の一部もしくは全部の停止が命じられる、又は銀行業免許が取り消される可能性もあります。

なお、当行グループは、平成20年3月末日において総額10,000百万円の期限付劣後社債を発行しております。自己資本比率の算定においては、基本的項目の額を基礎とする一定の範囲内で、劣後債務を補完的項目として自己資本に算入することが認められており、当行は上記期限付劣後社債について8,197百万円を補完的項目として算入しております。当行グループの基本的項目の額が財政の状態の悪化等何らかの要因により減少した場合などには、当行グループの補完的項目として自己資本の額に算入される劣後債務の額が減少し、自己資本比率がさらに低下する可能性があります。

⑦ 個人情報の保護について

当行グループは、多数の顧客の個人情報や経営情報等の内部情報を保有しております。個人情報については、平成17年4月から「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）が全面施行され、当行グループも個人情報取扱事業者として個人情報保護に係る義務が課せられます。当行グループにおいては個人情報の管理につき、個人情報保護安全管理規則や事務手続等を策定しており、役職員又は外部委託先等に対する教育・研修等により情報管理の重要性の周知徹底、システム上のセキュリティ対策等を行っております。しかしながら、上記対策にもかかわらず、個人情報の外部漏洩等が、ファイル交換ソフトウェア等を媒介とするコンピュータウィルス等により当行、その役職員又は業務委託先から発生した場合には、当行グループのレピュテーションの低下、顧客や資金の流出、監督官庁からの行政処分、顧客からの損害賠償請求等により、当行グループの社会的信用及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 預金者保護法について

当行グループは、預金を取扱う金融機関であり、多数の法人又は個人の顧客から預金を受入れています。一方、「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預金者の保護等に関する法律」（平成17年法律第94号、以下「預金者保護法」といいます。）が平成18年2月10日に施行され、預金を取扱う全ての金融機関に対し、一定の要件のもとで、偽造・盗難キャッシュカード犯罪の被害補償が義務づけられました。また、平成20年2月19日に、当行が所属する全国銀行協会より会員銀行あてに通達「預金等の不正な払戻しへの対応について」が出され、預金者保護法では被害補償の対象とされていないインターネット・バンキングによる預金等の不正払戻しについても、預金者保護法の趣旨を踏

まえた対応の要請がありました。

当行グループは、システム上の様々なセキュリティ対策の実施にくわえ、預金口座不正使用保険又はキャッシュカード盗難保険等に加入し、対策を講じておりますが、こうした対策にもかかわらず、偽造又は盗難キャッシュカード犯罪もしくは、インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻しの被害が大量に発生した場合には、当行グループのレピュテーションの低下、顧客や資金の流出、監督官庁からの行政処分、保険補償額を超える顧客からの被害補償請求等により、当行グループの社会的信用及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

⑨不正取引に係るリスク

当行はインターネット専業銀行として非対面取引を基本とした預金受入れ及び為替取引等の業務を行っており、その取引形態の特性を十分考慮した上で取引開始時の本人確認を厳正に行っております。また、疑わしい取引のモニタリング・システムの整備、口座利用停止、強制解約等のマネー・ローンダリング防止にも注力しておりますが、これらの不正取引を目的する当行の口座の開設又は利用を完全に防止できる保証はありません。仮に、多くの不正取引に当行の口座が利用され、これに対し当行が有効な対策を取ることができなかった場合には、当行グループのレピュテーションの低下、監督官庁からの行政処分などにより、当行グループの社会的信用及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

⑩金融商品取引法について

当行グループは、平成19年9月に施行された金融商品取引法第33条の2に基づく登録を受けて有価証券関連業務等を行っており、金融庁監督の下、金融商品取引等の規制を受けております。金融商品取引法は、従来の証券取引法が全面的に改正されたもので、主に利用者の保護ルールの徹底と利用者利便の向上、市場機能の確保について強化がなされております。金融先物取引法等が金融商品取引法に統合されたほか、同時に銀行法等諸法令も一部改正されました。当行グループでは、関連する諸法令に則して事業を行っておりますが、今後、当行グループが金融商品取引法に抵触する事態が発生した場合には、登録の取り消し、業務の全部又は一部の停止等の行政処分等を受ける可能性があり、その場合、当行グループの社会的信用及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

⑪業務範囲の拡大に関するリスク

当行グループは、法令等の許す範囲内で、その人的・物的資源を活用して、現在行っている業務以外の分野にも業務範囲を拡大していく予定です。拡大された業務範囲については、全く経験がないか、又は限定的な経験しか有していないことがあり、業務範囲の拡大に伴う制約もしくはリスクの分析又はその対応に問題がある場合は、当該業務を行うことができない又は当該業務において損失を被る可能性があります。また、必要な許認可取得の遅れその他の理由により当行グループの業務範囲の拡大が想定どおりに進展しない場合、又は競争の激化等により拡大した業務の収益性が悪化した場合には、当行グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

⑫リスク管理態勢の限界

当行グループは、リスクの管理方針等を定めた、「リスク管理基本ポリシー」を取締役会において制定し、同ポリシーに従い、個別のリスク管理に関する各種規程・細則を制定し、これらの規程等にしがたって業務を遂行しております。

当行グループでは、リスク管理部を中心とした総合的なリスク管理態勢をとっており、リスク管理担当役員統括の下、当行グループの総体的なリスクをリスク管理レポートとしてまとめ、月次でリスク管理委員会に、四半期毎に取締役会に、それぞれ報告しております。一方、システム障害や災害の発生時の対応方針については、「コンティンジェンシープラン」に規定し、不測の事態においても銀行としての公共的使命を全うすべく、万全を期しております。

以上のように、当行グループはリスク管理の観点から必要十分な態勢を構築していると認識しておりますが、当行グループに係る多様なリスクの全てに完全に対応できるとの保証はなく、当行グループの想定しないリスクが発生した場合、又はリスクに対する十分な対応ができない場合には、当行グループの業績に重大な悪影響を与える可能性があります。

⑬内部統制システムに関するリスク

当行グループは、健全性の強く要求される銀行業務を行いつつ、電子決済サービス業務を中心とする既存の業務を充実・拡大する予定です。したがって、業務の健全性を維持しつつ、業務の充実・拡大を行うために、当行グループとしては、最大限の注意を払ってリスク管理態勢等の内部統制システムを整えてきており、また今後も整えていく所存です。しかし、必ずしもかかる内部統制システムが十分に機能しない可能性があります。

⑭人材の確保・増強・維持に伴うリスク

当行グループは現在、顧客口座数の増加や新規サービスの開発等、急速な業務拡大の最中にあり、人的・組織的・物的な体制の拡充を図っていく方針ですが、インターネット関連ビジネス及び銀行業務の両方に精通している等、当行グループの必要とする人材の獲得は容易ではなく、適当な人材を適時に確保できる保証はありません。さらに、人的・組織的又は物的な体制の増強ができた場合でも、人員増、教育・社内

インフラ整備等に伴って、固定費の増加及びこれに伴う収益性の悪化を余儀なくされる可能性があります。

また、当行グループの業務を拡大しかつ競合相手に対する業務上の優位性を維持していくためには、商品知識、技術及び経験を有する従業員を継続雇用し、離職を防ぐことが重要です。当行グループが有能な人材を維持し、当行グループからの退職を防ぐことのできる保証はなく、有能な人材が当行グループから流出する場合には、当行グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

⑮独立系企業であること

当行グループは特定の企業グループの系列に属していません。企業グループの系列に属している場合には、事業展開において必要な資金の調達や取引機会を迅速かつ有利な条件にて得ることが可能であること、スケールメリットを生かしたより低コストの人的・物的資源の調達が可能であること、経営危機に陥った際に資金援助を受けることが容易であること等、種々のメリットを享受できる可能性があります。

しかし、当行グループは独立系の企業であり、こういった経営上のメリットを享受することができないことから、系列に属する同業他社に比較して事業展開の制約を受ける可能性があります。

⑯ブランドの確立・普及について

インターネット上における集客及び顧客層の拡大においては、当行グループが「イーバンク (eBANK)」ブランドを確立し、好ましいブランドとして認知させることが必要であると考えております。ブランドを確立するためには、顧客にとって利便性の高いサービスを提供することで当行の利用を促進させるとともに、各種メディアにおいて高い評価を獲得し、営業実績を着実に積み重ねていく必要があると考えております。このようなブランド戦略が奏功しない場合には、当行グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、現在当行グループでは、提携サイトのウェブページ上を中心とした広告活動を行っておりますが、各種メディアを通じ「イーバンク (eBANK)」ブランドを浸透させるべく、広告宣伝費を大幅に増加させる可能性があり、その場合は、当行グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

⑰風評リスク

当行は顧客の預金を預かる銀行として高い信頼を維持することが求められおり、当行グループ又は当行株式等のレピュテーションが何らかの形で低下した場合、当行グループの業績に悪影響を及ぼすおそれがあります。特に当行グループが業務を展開するインターネットの世界では、各種行動の自由度が高く、かつインターネット上における発言は短時間で多数の閲覧者に伝播するため、当行グループのレピュテーションに悪影響を及ぼす発言行動がネット上に流布した場合には、当行グループ又は当行株式等のレピュテーションに重大な悪影響を及ぼす可能性があります。また、インターネット上での発言行動は匿名性が高い状態で行えるため、発信者を特定することが困難な場合があり、当行グループが発信者に対して十分な責任追及をなし得ない可能性があります。

⑱特定の経営陣への依存

当行代表取締役社長である松尾泰一は、当行設立以来の最高経営責任者であり、当行グループの事業構想、経営方針や戦略の決定を始め、商品開発戦略、システム開発戦略、販売戦略等において重要な役割を果たしてきました。当行グループでは、各本部長に執行権限を委譲し個別戦略を担当させる等、松尾泰一に過度に依存しない経営体制を構築しておりますが、同人が何らかの事情により代表取締役の職務を遂行出来なくなった場合には、当行グループの事業及び業績に悪影響を与える可能性があります。

⑲今後の資金調達について

当行グループは、今後も資金調達としての預金にくわえ、業容拡大等に必要な資金を資本市場等から適宜調達をしていく方針ですが、経済環境等の変動又は当行グループの自己資本比率の低下等により、適切な時期に当行が希望する金額及び条件での資金調達ができず、当行グループの事業及び業績に悪影響を与える可能性があります。

(3) その他のリスク

(A) ストック・オプション等について

当行グループは、役員及び従業員等に対し、当行グループの経営への参画意識を高めるため、ストック・オプションを付与しております。当行グループは今後も優秀な人材の確保のため、ストック・オプション制度を継続する方針であります。なお、これらのストック・オプションが行使された場合、1株当たり株式価値を希薄化させる可能性があります。

また、当行グループではその役職員等が新株予約権（及び新株引受権）を保有しており、当該権利が行使された場合も、1株当たりの株式価値を希薄化させる可能性があります。なお、当連結会計年度末における、当行グループの役職員等に付与された新株予約権（及び新株引受権）の目的となる株式の数の合計は、59,400個であります。

(B) 配当について

当行は、設立以降当連結会計年度まで繰越損失が残っており、これまで配当を行った実績はありません。将来の配当については、当行グループの業績等を勘案し、内部留保の充実を通じた企業価値向上による株主への利益還元とのバランスに留意しながら、総合的に決定していく所存です。また、今後も繰越損失の

解消に努める所存ではありますが、繰越欠損金が早期に解消する保証はありません。

(C) 株主間契約の存在等について

当行の知る限り、本日現在、当行の株主間で当行の議決権行使や株式譲渡等に関する合意は存在しません。ただ、このような合意が存在する可能性は完全に否定できるものではなく、かかる合意が存在する場合には、当行グループの経営方針や事業運営等が影響を受ける可能性があります。

2. 企業集団の状況

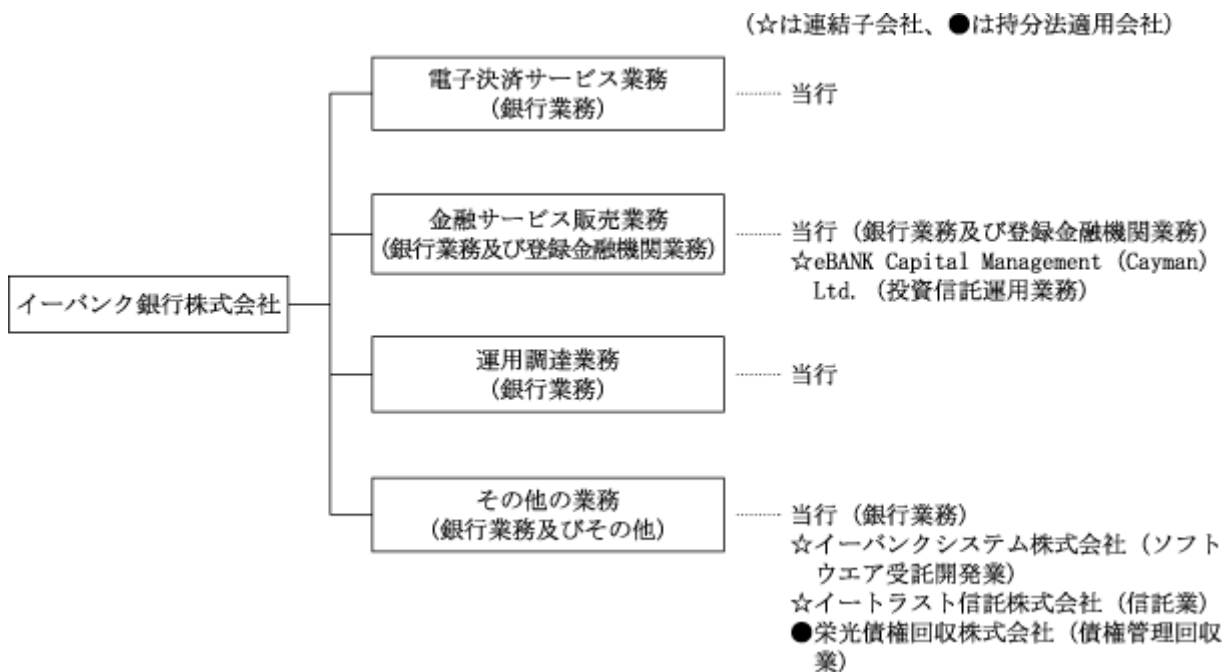
(事業の内容)

当行グループ（当行及び当行の関係会社）は、当行、連結子会社であるイーバンクシステム株式会社（以下、「イーバンクシステム」といいます。）、イートラスト信託株式会社（以下、「イートラスト」といいます。）及び eBANK Capital Management (Cayman) Ltd.、並びに持分法適用関連会社である栄光債権回収株式会社の 5 社で構成されております。

当行は、銀行法第 4 条第 1 項に定める銀行業免許に基づき、一定の付帯条件の下、銀行業務（銀行法第 10 条の規定により営む業務をいいます。）を営んでおります。また、当行は、銀行法第 11 条及び金融商品取引法第 33 条の 2 に基づく登録を受け、有価証券関連業務及び登録金融機関業務（金融商品取引法第 33 条の 2 の登録に係る業務をいいます。）を行っております。

また、イートラストは信託業を営むことを目的として、平成 20 年 2 月に設立され、同年 4 月 1 日に、信託業法第 3 条に基づく信託業免許を取得し、同月 8 日より営業を開始いたしました。

(事業系統図)



当行は、インターネットを經由して何時でも何処でも安価にアクセスできる電子決済サービスとそれに付随する金融サービスを主として提供するインターネット専門銀行として、平成 13 年 7 月に開業しました。

当行グループでは、「eBANK Style」(イーバンク・スタイル)と呼ぶ経営理念、すなわち、efficiency (効率性)、excellence (優位性)、及び entertainment (楽しさ) という 3 つの “e” と customer satisfaction (顧客満足) からなる、「3 “e” & CS」の思想に基づき、インターネットを通じた電子決済に主軸を置きつつ、関連する各種業務を展開して参りました。これらの業務は、(1)電子決済サービス業務、(2)金融サービス販売業務、(3)運用調達業務、及び(4)その他の業務の 4 つの業務に分類できます。当行グループは、それぞれを密接に結びつけつつ、収益を生み出す事業を展開しており、このうち電子決済サービス業務、金融サービス販売業務の一部、及び運用調達業務は銀行業務に区分され、金融サービス販売業務の一部は登録金融機関業務に区分されます。

当行グループの各業務の経常収益は次のとおりです。

区 分	前連結会計年度 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)			当連結会計年度 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日)		
	金額 (百万円)	構成比 (%)	前年対比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	前年対比 (%)
電子決済サービス業務	3,248	23.70	300.68	5,852	31.97	180.16
金融サービス販売業務	3,424	24.98	155.82	2,964	16.19	86.58
運用調達業務	6,371	46.48	90.45	8,694	47.48	136.44
その他の業務	664	4.84	213.88	797	4.36	119.97
経常収益	13,709	100.00	128.93	18,309	100.00	133.55

(1) 電子決済サービス業務

当行グループは、先進的な情報通信技術を利用したシステムによる資金移動取引（電子決済）のサービスの一つとして、独自のオープン系銀行システムを核とする 24 時間 365 日稼働可能な電子決済プラットフォームを用いて、PC 又は携帯端末によるインターネットを經由した送金及び振込にかかる内国為替業務（ウェブ決

済)を顧客に提供しております(代金取立業務は行っておりません)。具体的には、電子取引におけるショッピングの際、購入者と商品・サービス提供者との間の代金決済を、口座振替機能により瞬時に行う「イーバンク・ペイ」や「イーバンク・デビット」、メールアドレスと名前だけで送金が行える「メルマネ」、ウェブ上でのデータ交換を通じ大量の取引依頼が可能な「WEB-FB」、大量の振込入金との照合業務を簡便化する「イーバンクジャストマッチ」等、決済に軸足を置いたインターネット専業銀行ならではの、利便性の高い様々な決済サービスを提供しております(当行グループの顧客口座間における決済を以下「イーバンク決済」といいます)。また、当行口座から携帯電話料金や一部の公共料金・税金等の支払を可能とするマルチペイメントネットワークに接続するサービスを開始する等、当行の決済・送金サービスの利便性をさらに高めています。これらのサービスは、インターネットに接続可能な PC 及び携帯端末により利用することが可能です(携帯端末に関しては一部のサービスが利用できません)。くわえて、インターネット上でのセキュリティにも十分配慮しており、SSL128bit の暗号化技術はもとより、登録した IP アドレス以外からの取引を制限する「IP 制限サービス」、インターネット上での不測の事態に対応する eBANK セキュリティ保険、通常銀行が一方的に付与する口座番号等のログイン ID を各顧客が自ら設定することができるログイン方法の導入等により、顧客が安心して利用できる環境を提供しております。さらに当行は、VISA International Service Association (以下「VISA」といいます)の「プリンシパル・メンバー」の資格を平成 18 年 2 月に取得、一層の顧客利便性の向上を目指し、平成 19 年 7 月より VISA デビット機能付キャッシュカード(以下、「イーバンクマネーカード」といいます)の発行を開始致しました(下記「ニ 当行グループの対処すべき課題」をご参照ください)。なお、平成 20 年 3 月末における「イーバンクマネーカード」の発行枚数は、88 万枚となっております。

なお、当該業務における収益は、連結財務諸表及び財務諸表における役務取引等収益及びその他業務収益に計上されます。

(2) 金融サービス販売業務

当行グループでは、各種企業との提携による、クレジット一体型キャッシュカードの発行、個人向けカードローンの取次、証券口座の開設の紹介等により、手数料収益の拡大を図っております。

例えばクレジット一体型キャッシュカードの発行については、平成 19 年 2 月から株式会社オーエムシーカードとの提携により、「イーバンクカード OMC」、平成 19 年 9 月より九州カード株式会社との提携による「イーバンクカードジョーヌ」を新たに発行し、発行枚数等に応じた手数料を受け取っております。なお、平成 20 年 3 月末におけるこれらのクレジット機能付きカードの発行枚数は、19 万枚となっております。

また、平成 19 年 4 月のマネックス証券株式会社との提携の一環として、平成 19 年 9 月より当行グループの顧客に対する同社の金融商品の仲介を開始し、証券口座開設を紹介し、口座開設件数等に応じた仲介手数料を受取っております。また、他の複数の証券会社についても同様の証券口座開設の紹介を行っております。投資信託の販売に関しては、販売用他社ファンド等を含む新たな銘柄の追加を行い、平成 20 年 3 月末時点での投資信託の取扱数は合計 263 本となりました。こうした投資信託の販売及び当行子会社によるファンドの管理・運用により、販売手数料及び管理手数料収入を計上しております。くわえて、平成 18 年 3 月より取扱いを開始している各種特約定期預金(下記「(3) 運用調達業務」をご参照ください)に関連するデリバティブ取引による収益を計上しております。

さらに、当行は平成 19 年 10 月に東京金融取引所から為替証拠金取引資格を取得し、同年 11 月より取引所為替証拠金取引「くりっく 365」のサービスを開始し、米ドル、ユーロ、英ポンド、豪ドル、スイスフラン、カナダドル、NZ ドルの 7 通貨での取引を行っております。このように、新しいタイプの金融商品及びサービスの提供並びに新たな金融取引にも、積極的に取り組んでおります。

なお、当該業務における収益は、連結財務諸表及び財務諸表における役務取引等収益又はその他業務収益に計上されます。

(3) 運用調達業務

当行グループでは個人・法人顧客の双方に普通預金を、個人顧客向けに定期預金及び外貨預金を、それぞれ提供しております。個人顧客向けの普通預金については、競争力のある金利を設定し、決済のための資金についても一定期間の預け入れを促す戦略を取っております。また、定期預金についても、金利条件に加え、満期特約定期預金、金利ステップアップ型満期特約定期預金、為替特約定期預金といった特色のある商品を提供することにより、預金残高の積上げをはかっております。

また、外貨普通預金は、米ドル・ユーロ・豪ドル・英ポンド・ニュージーランドドル・南アフリカランドの 6 通貨の取扱いを行っております。原則として 24 時間取引が可能で、適用レートはほぼリアルタイムに市場実勢為替レートに連動し、競争力のある為替コストで提供しております。平成 19 年 10 月には米ドル・ユーロ・豪ドルの 3 通貨において外貨定期預金の取扱いを開始しております。預入期間は 1 ヶ月、2 ヶ月、3 ヶ月、6 ヶ月、1 年及び 2 年の 6 種類で、原則として 24 時間いつでも預入れることが可能となっております。今後は外貨定期預金の取扱通貨の拡大等、外貨預金の充実を図ってまいります。

当行グループの預金については、インターネット上での定期預金の解約及び他の金融機関への送金又は振込が、時間と場所を選ばずに迅速かつ容易に行えます。この特性を踏まえ、流動性に十分配慮した運用を行う必要があることから、調達した普通預金残高の 100%と定期預金残高の 25%に相当する額以上を、金融機関預け金や国債といった、流動性の高い資産で運用しております。また、その他の運用資産については、主としてキャッシュ・フローを生み出す資産(オフィスビルや商業・居住用施設等の各種不動産物件、消費者ローン等の貸付債権、企業の売掛債権等)を証券化・流動化した運用商品等やファンド等についても一定程度投資を行っております。投資の実行に際しては、適切なリスク管理のもと運用ポートフォリオを見ながら、アセット・アロケーションを行うことはもとより、十分な審査を実施し、期待リターンとリスクのバランスがとれた運用資

産を厳選するとともに、定期的なモニタリングを実施しております。その他の運用資産は流動性の高い資産と比較して高い収益が期待できる資産になっております。なお、当行グループは預金業務と為替業務を主たる業務としており、銀行業の免許に付された条件に基づき、預金担保の当座貸越を除く一般的な貸出業務等は、新たに銀行法上の承認を得ない限り行うことができません。

当行グループでは、運用調達業務全般にわたり、ALM（資産負債総合管理）の観点から、金利感応度、資金流動性、市場流動性等のリスクマネジメントに十分留意した運営を行っております。また個別の投資に際しても、リスクに見合った収益が期待できるか、各種リスクの分散を適切に図ることができるか等を入念に検討し、運用資産ポートフォリオの構築を行っております。

なお、当該業務における収益は、連結財務諸表及び財務諸表における資金運用収益、その他業務収益、又はその他経常収益に計上されます。

(4) その他の業務

(A) ソフトウェア受託開発業

イーバンクシステム株式会社は、当行グループの銀行システムの開発・運用業務を主業務としております。当行グループの基幹システムは、独自のオープン系銀行システムを採用し、従来のメインフレーム系銀行システムに比して安価かつ効率的に構築されており、またこれまで安定した運用実績を残しております。イーバンクシステムは、こうしたシステム分野における優位性を踏まえ、当行グループの銀行システムの開発・運用業務のみならず、当行グループ以外の第三者に対する IT サービスの提供も拡大していく予定です。

(B) 信託業

イトラスト信託株式会社は、当行グループの取引先又は個人顧客のニーズにあった多様な金融サービスの開発・提供等を可能とする信託業を営業するため、平成 20 年 2 月に設立され、同年 4 月 1 日に、信託業法第 3 条に基づく信託業免許を取得し、同月 8 日より営業を開始いたしました。

(C) 債権管理回収業

栄光債権回収株式会社は、「債権管理回収業に関する特別措置法」（平成 10 年法律第 126 号）に基づいて、債権管理回収業を行います。

(D) 広告業

広告に係る収益は銀行法 10 条第 2 項に規定する「その他の銀行業に付随する業務」に該当し、預金、貸付又は為替に付随する業務とされております。当行では、当行ホームページ及びメールマガジン等への広告掲載による広告業を行っております。

上記の各業務を支えるのは、当行グループの IT システムです。銀行の採用するシステムは、大別してオープン系銀行システムとメインフレーム系銀行システムとがあります。メインフレーム系銀行システムとは、一つのメインコンピュータが情報の管理・処理を統括して行うシステムであり、多くの国内銀行において採用されているシステムです。これに対し、当行グループの採用するオープン系銀行システムとは、最新のテクノロジーを適用したコンピュータがそれぞれ情報の管理・処理を行うシステムであり、先端技術や新たな顧客ニーズ及び処理する情報量の増加に対して比較的低廉なコストで迅速に対応できるというメリットがある一方、セキュリティ対策及び IT 技術の段階的進歩に常に追いつくためのシステムの保守・管理の負担が比較的重い等のデメリットがあると考えられます。当行グループのオープン系銀行システムは、インターネットを介して基幹系システムを顧客に開放することにより、PC 及び携帯端末からの直接接続が可能であるなど、高い拡張性を有しております。また、当行グループは、提供する商品の仕様及び業務プロセスを上記のシステムに適合させており、24 時間 365 日稼動可能なシステムの構築を可能とするとともに業務の効率性を高めております。また、当行グループのオープン系銀行システムは、構築及び運用において特定のシステムベンダーに依存する必要がないため、システムの構築及び運用の点においてもコスト競争力を有することができるものと考えております。

3. 経営方針

(1) 経営の基本方針

当行は、平成13年7月9日に金融庁から銀行業の免許を受け、同23日に開業した、インターネット専門銀行です。当行は、既存の金融機関のように貸出・預金・外為といった業務を一律に提供するのではなく、「決済銀行」というコア・コンセプトをベースとし、使い勝手の良い安価な決済サービスと、それに付随する預金サービスを主として提供するという、特色ある経営を行っています。

インターネットを利用した「決済銀行」として、先端技術を活用した全く新しい銀行システムを構築することで、既存の金融機関に比べて大幅に安価、かつ効率的な決済、預金サービスの提供を実現していくことが経営の基本方針であります。

また当行は、「eBANK Style」(イーバンク・スタイル)と呼ばれる行動規範を定めています。その中核となる経営理念は「3“e” & CS」、すなわち、efficiency (効率性)、excellence (優位性)、及び entertainment (楽しさ) という3つの“e”と customer satisfaction (顧客満足) から構成されており、日常業務の中でこの理念に対する意識を常に高く持ち続けるよう努めています。

これらの中でも特にユニークなのが“entertainment (楽しさ)”であり、常に社員が「楽しく」仕事することが「楽しい」サービスを世に出すことに繋がり、結局お客様に「楽しく」感じてもらうことができるという考え方です。当行は、このような独特の理念に基づく経営スタイルを実現していくことが、従来の銀行とは一線を画した新しいビジネスモデルを確立するための、重要な要素であると考えています。

当行の最終的な目標は、PCや携帯電話さえあれば、イーバンクを通じていつでもどこでも簡単かつ安価にお金のやり取りができる、そんなサービスを世界中の人々に提供することであり、それを経営の基本理念として、事業展開を行っております。

(2) 利益配分に関する基本方針

当行は、株主に対する利益還元と同時に事業の競争力確保・強化を重要な経営課題のひとつと位置づけております。

当行は、現在、創業間もない成長・発展途上にあると考えており、配当につきましては経営成績を勘案して実施することを考慮しながら、一方で将来の経営体質の強化と事業効率化及び事業拡大のためのシステム投資等に必要なる内部留保の充実に努めることによって、企業価値で株主に応えることを念頭に置き、総合的に決定することを基本方針としております。

今後は上記基本方針に基づき、業績等を勘案しつつ、総合的に検討を重ね、株主還元と内部留保の充実に図っていく所存であります。

(3) 目標とする経営指標

当行グループといたしましては、経営計画の管理に当たっては、コア・コンセプトである「決済銀行」に基づいた業務運営を行うために、その成長ドライバーである顧客口座数の拡大を第一に目指してまいります。個人・法人ともに、顧客口座数が増加することで、取扱い商品やサービスの増加に伴い取引件数が増加することにより、費用効率の向上を通じて、結果的に高収益の経営体質になると見込まれます。これにより、さらに、低コストで利便性の高い決済サービスの実現が可能となり、顧客口座数の拡大に繋がるというバリュー・チェーンの拡大が期待されます。

なお、BIS基準自己資本比率といった法令で定められている指標に対しても、十分な水準を維持していくことはいうまでもありません。

(4) 中長期的な経営戦略

当行グループといたしましては、「イーバンクは最も先進的かつ個性的なIT時代の決済インフラを提供する世界的に認知される企業となる」というビジョンの下、「決済銀行」というコア・コンセプトに基づき業務を推進し、収益力の一層の向上による高成長への基礎固めに努めてまいります。当行グループは、係る基礎固めを図るために、顧客口座数の一層の増加、電子決済サービス業務とその利便性の更なる向上、提供する金融サービス販売業務の拡大及び運用調達業務の更なる本格化を通じて、収益性と成長性を重視した経営に取り組みます。併せて、当行グループの業務の基盤の更なる確立を図るために、システム等のインフラの整備・充実及び組織体制の強化・整備に取り組みます。

(5) 対処すべき課題

(A) 中核的戦略(顧客口座数の増加—顧客口座数のさらなる増加につながる、バリュー・チェーンの強化)

当行グループの収益力を向上させ、同時に成長力を維持するためには、顧客が当行に開設する口座数の増加が極めて重要となります。当行グループは、迅速かつ簡便な顧客口座開設フローの確立、提携戦略及びブランディング戦略による効果的なマーケティング方法の採用等により顧客口座数を増加させることで、電子決済件数、顧客の金融サービスに対するニーズ、及び預金残高を増加させ、その結果として、それらに伴う手数料や運用収益を増加させることで、当行グループの収益性の向上を図ります。さらに、経費率低減効果による、電子決済サービス及び金融サービスの競争力の一層の向上を通じ、顧客口座数のさらなる増加を実現するというバリュー・チェーンを、確立・強化してまいります。

<顧客口座数の推移>

(単位：千口座)

	平成15年度末 (平成16年3月31日)	平成16年度末 (平成17年3月31日)	平成17年度末 (平成18年3月31日)	平成18年度末 (平成19年3月31日)	平成19年度末 (平成20年3月31日)
顧客口座数	696	1,011	1,473	2,019	2,660

(注) 顧客口座数は、各期末日現在の累計口座開設承認数から解約件数を除いた数を記載しております。

<決済件数の推移>

(単位：千件)

	平成15年度 (自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)	平成16年度 (自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)	平成17年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	平成18年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	平成19年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
決済件数	5,701	10,623	20,890	44,632	88,340

(注) 決済件数は、各連結会計年度の対外入出金件数と口座振替(イーバンク決済)件数の合計数を記載しております。対外入出金件数とは当行顧客口座と他行口座間での資金の授受にかかる取引及びキャッシュカードによる入出金であります。口座振替とは当行口座間の資金の授受にかかる取引であります。

(B) 電子決済サービス業務(クリティカル・マスの早期達成及びイーバンクマネーカードを中心としたカード事業の早期収益化)

①顧客口座数のクリティカル・マスの早期達成

当行グループは、今後も顧客口座数を大きく増加させ、早期にクリティカル・マス(注)の達成を図ることが、当行サービスの連鎖的な普及を通じた顧客利便性の大幅な向上、ひいては当行の電子決済サービス業務における収益性の大幅な向上に繋がると考えております。したがって、顧客口座の獲得を、経営上の最優先課題の一つと位置付け、今後も重点的に取り組んでまいります。

(注) クリティカル・マスとは、新しい製品やサービスの普及する初期において、ある一点を超えると連鎖的な普及が始まる臨界点をいいます。当行は、現時点においては顧客口座数300万口座をクリティカル・マスの目途と考えております。

②カード事業の早期収益化

当行グループがこれまで、電子決済サービス業務における主たる業務の対象としているウェブ決済(注1)は、電子商取引の拡大等により、今後も拡大が見込まれる市場です。一方で、依然として決済市場の大部分を占めるウェブ決済以外の決済(リアル決済)(注2)についても、IT技術を利用した新たな電子決済サービスの普及が、今後ますます進展していくと考えられます。

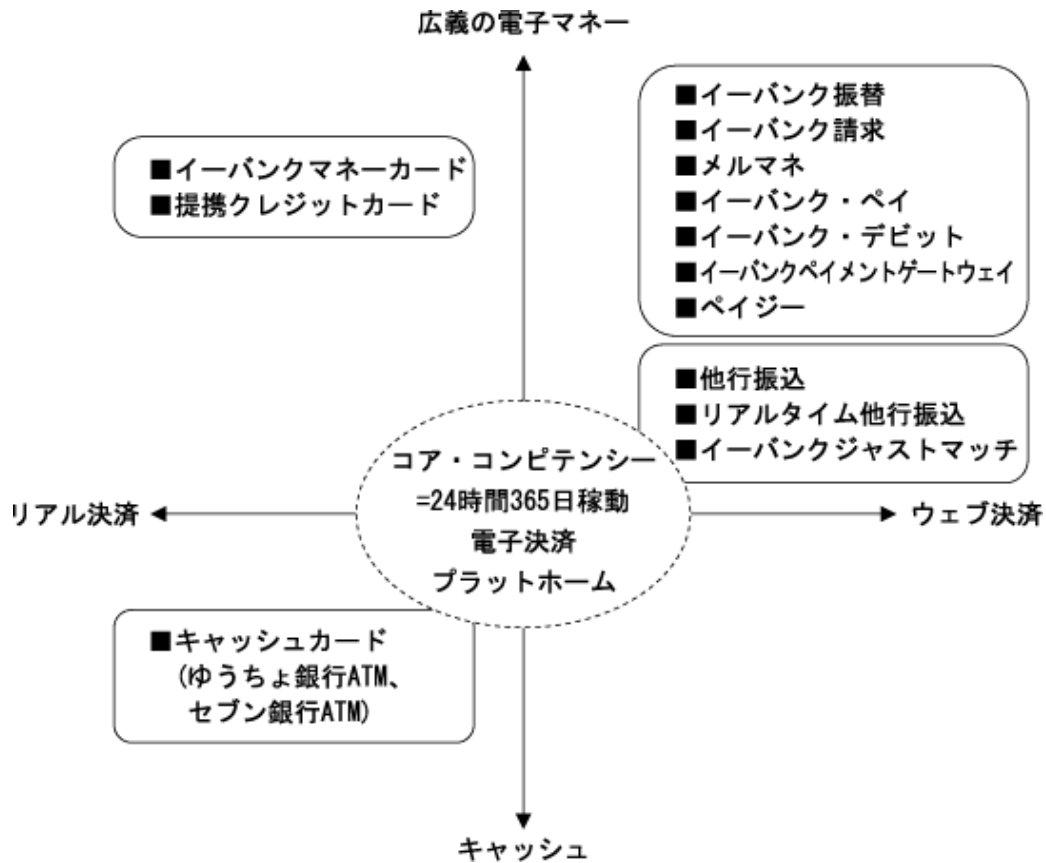
当行グループの電子決済プラットフォームは、オープン系銀行システムにより構築されており、ウェブ決済、又はIT技術を利用した新たなリアル決済において必要とされる先端的な技術に、柔軟かつ迅速に対応することができると考えられます。また、当行グループがこれまでウェブ決済で培った経験及びノウハウは、リアル決済市場における業務展開においても有効に活用できると考えております。このようにして当行グループは、当行グループの強みを生かし、今後リアル決済市場においても、先進的かつ優位性の高いポジションを確保することを目指してまいります。

リアル決済市場における具体的な取り組みとして、当行は、平成18年2月にVISAの「プリンシパル・メンバー」の資格を取得し、また、平成19年7月より、VISAの国内外における広範な加盟店網を活かした即時決済機能であるVISAデビット機能付キャッシュカードである「イーバンクマネーカード」の発行を開始いたしました。今後、イーバンクマネーカードを中心としたカード事業の早期収益化を通じ、当行の経営理念である、「最も先進的かつ個性的な、IT時代の決済インフラの提供」の実現を図ってまいります。

(注) 1 「ウェブ決済」とは、PC又は携帯端末によりインターネットを経由する資金移動取引のことであり、当行グループの提供する、メルマネ、イーバンクマネーカード、ペイジー等のサービス及び他行振込等がこれに該当いたします。

2 「リアル決済」とは、インターネットを経由しない、ウェブ決済以外の決済であり、デビットカード、クレジットカード及びキャッシュカード等のサービスがこれに該当します。

当行グループの提供する決済サービスの位置付け



(C) 金融サービス販売業務（サービス提供範囲の拡大と多様な収益基盤の確保）

金融サービス販売業務は、顧客口座数とサービス提供範囲の拡大に伴い、収益性の大きな向上が見込める業務分野です。したがって、現在取扱っている投資信託、保険、外貨預金、平成19年11月より開始した外国為替証拠金取引等の商品性向上や内容の充実及び提携先の多様化を図り、引き続き、サービス提供範囲の一層の拡大を行ってまいります。

(D) 運用調達業務（流動性と安全性の確保された、効率的な資産構成の構築）

顧客口座数、預金残高の増加に伴い、増加が予想される運用資産をベースとして、適切なALM（資産負債総合管理）・リスク管理体制のもと、決済業務を担う銀行として十分な流動性と安全性を確保しつつ、効率的な資産構成の構築、並びに適切な水準の運用収益の確保に努めてまいります。

(E) その他の業務

当行グループは、電子決済サービス業務、金融サービス販売業務及び運用調達業務という当行グループの主要な業務分野を補完し、また新たな収益源を獲得するため、その他の業務の充実も積極的に進めていく所存です。その一環として、当行グループが運用する不動産流動化商品等における信託財産の管理又は信託受益権の販売等を行うこと等を目的として、イートラスト信託株式会社を平成20年2月に設立し、同年4月1日に、信託業法第3条に基づく信託業免許を取得し、同月8日より営業を開始いたしました。

(F) 全業務に係る課題（基礎収支の黒字化、システムの強化及び組織体制の充実）

① 基礎収支の黒字化

当行グループは、市場リスクに影響されない基礎収支の安定的な黒字化を全社的な経営課題の一つとして位置づけており、その実現に向けて手数料収入の増強、営業経費の削減、新しい収益の柱の育成等に取り組んでおります。

② システムのセキュリティ、キャパシティ、及びスケーラビリティの確保

インターネット専業銀行である当行にとって、システムの対応能力（キャパシティ）や拡張性（スケーラビリティ）を確保し、急激に増加する顧客口座数や電子決済件数を安定的に処理していくことや、いわゆるサイバー犯罪等に対して顧客の資産を安全に保護すること（セキュリティ）は、極めて重要な課題であり、そのための先端技術の取り込み等については、不断の努力が必要です。当行グループは引き続き、こうしたシステム分野に十分な資源配分を行い、当行システムのセキュリティ、キャパシティ、及びスケーラビリティの確保・拡充に、全力を挙げて取り組んでいきます。

③ 組織体制及び内部統制の充実

経営環境の変化に迅速かつ的確に対応する業務運営体制、並びに経営執行の公正性及び透明性を確保する経営監視機能の強化を行い、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ってまいります。また、当行は平成18年5月12日開催の取締役会において、情報管理、リスク管理、財務報告、適時開示、内部監査、業績管理、コンプライアンス、監査役監査の充実等に関する内部統制システムを構築することを決議しております。係る内部統制システムの整備のため、法務・コンプライアンス部門、リスク管理部門、内部監査室等の体制の強化等を通じ、拡大する業容への対応を図るとともに、法令等遵守及びリスク管理につい

ては経営上の最優先課題として取り組み、役職員ひとりひとりが銀行としての公共的使命を自覚し行動する企業風土を醸成してまいります。

(6) 親会社等に関する事項
該当するものではありません。

(7) その他経営上の重要な事項
該当するものではありません。

4. 連結財務諸表等

(1) 連結貸借対照表

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成19年3月31日)		当連結会計年度 (平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
現金預け金	※2	80,312	15.37	54,342	6.71
買入金銭債権		28,294	5.41	31,052	3.83
金銭の信託	※2	83,496	15.97	35,750	4.41
有価証券	※1、2	313,330	59.94	668,476	82.51
外国為替		1,671	0.32	1,791	0.22
その他資産	※2	8,697	1.66	13,775	1.70
有形固定資産	※3	832	0.16	914	0.11
建物		131		125	
その他の有形固定資産		700		788	
無形固定資産		6,299	1.21	5,967	0.74
ソフトウェア		4,567		5,666	
ソフトウェア仮勘定		1,726		295	
その他の無形固定資産		5		4	
繰延税金資産		30	0.01	30	0.01
貸倒引当金		△255	△0.05	△1,944	△0.24
資産の部合計		522,709	100.00	810,156	100.00
(負債の部)					
預金		482,697	92.35	758,972	93.68
社債	※4	—	—	10,000	1.23
その他負債		9,740	1.86	24,614	3.04
賞与引当金		123	0.02	132	0.02
ポイント引当金		—	—	100	0.01
特別法上の引当金		—	—	0	0.00
負債の部合計		492,561	94.23	793,820	97.98
(純資産の部)					
資本金		32,335	6.18	38,414	4.74
資本剰余金		—	—	5,437	0.67
利益剰余金		△642	△0.12	△23,408	△2.89
自己株式		△113	△0.02	△113	△0.01
株主資本合計		31,579	6.04	20,329	2.51
その他有価証券評価差額金		△1,724	△0.33	△4,636	△0.57
評価・換算差額等合計		△1,724	△0.33	△4,636	△0.57
少数株主持分		293	0.06	643	0.08
純資産の部合計		30,148	5.77	16,336	2.02
負債及び純資産の部合計		522,709	100.00	810,156	100.00

(2) 連結損益計算書

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		13,709	100.00	18,309	100.00
資金運用収益		3,963		7,173	
有価証券利息配当金		2,961		5,938	
コールローン利息		142		207	
預け金利息		40		73	
その他の受入利息		819		954	
役務取引等収益		6,286		8,219	
その他業務収益		1,715		863	
その他経常収益	※1	1,744		2,052	
経常費用		14,253	103.97	40,845	223.08
資金調達費用		2,092		4,644	
預金利息		2,092		4,644	
コールマネー利息		—		0	
役務取引等費用		1,748		3,262	
その他業務費用		237		13,031	
営業経費	※4	9,224		14,274	
その他経常費用		950		5,631	
貸倒引当金繰入額		—		1,689	
その他の経常費用	※2	950		3,942	
経常利益(△は経常損失)		△544	△3.97	△22,535	△123.08
特別利益		240	1.76	—	—
貸倒引当金戻入益		153		—	
関係会社株式売却益		87		—	
特別損失		154	1.13	942	5.14
固定資産処分損		154		902	
金融商品取引責任準備金繰入額		—		0	
その他の特別損失	※3	—		39	
税金等調整前当期純利益 (△は税金等調整前当期純損失)		△457	△3.34	△23,477	△128.22
法人税、住民税及び事業税		12	0.09	10	0.06
法人税等調整額		△11	△0.08	0	0.00
少数株主損失		56	0.41	85	0.46
当期純利益 (△は当期純損失)		△403	△2.94	△23,403	△127.82

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本					評価・換算差額等		少数株主 持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己 株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・ 換算差額 等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	32,310	11,232	△11,472	△115	31,954	△1,591	△1,591	287	30,650
連結会計年度中の変動額									
ストック・オプションの 行使による増加高	24				24				24
当期純利益(△は当期純損失)			△403		△403				△403
資本剰余金の欠損金填補(注)		△11,232	11,232		—				—
持分法適用会社の減少に伴う 剰余金増加高			1		1				1
自己株式の売却				2	2				2
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)						△133	△133	6	△127
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	24	△11,232	10,830	2	△374	△133	△133	6	△501
平成19年3月31日残高(百万円)	32,335	—	△642	△113	31,579	△1,724	△1,724	293	30,148

(注)平成18年6月の定時株主総会における損失処理項目であります。

当連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	株主資本					評価・換算差額等		少数株主 持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己 株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・ 換算差額 等合計		
平成19年3月31日残高(百万円)	32,335	—	△642	△113	31,579	△1,724	△1,724	293	30,148
連結会計年度中の変動額									
第三者割当増資による増加高	6,075	6,075			12,150				12,150
ストック・オプションの 行使による増加高	3				3				3
当期純利益(△は当期純損失)			△23,403		△23,403				△23,403
資本剰余金の欠損金填補(注)		△637	637		—				—
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)						△2,911	△2,911	349	△2,561
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	6,078	5,437	△22,766	—	△11,250	△2,911	△2,911	349	△13,812
平成20年3月31日残高(百万円)	38,414	5,437	△23,408	△113	20,329	△4,636	△4,636	643	16,336

(注)平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益 (△は税金等調整前当期純損失)		△457	△23,477
減価償却費		1,729	2,312
のれん償却額		—	15
持分法による投資損益(△)		79	119
貸倒引当金の増加額		△153	1,689
賞与引当金の増加額		41	9
ポイント引当金の増加額		—	100
資金運用収益		△3,963	△7,173
資金調達費用		2,092	4,644
有価証券関係損益(△)		△1,863	3,383
金銭の信託の運用損益(△)		539	842
為替差損益(△)		—	0
固定資産処分損益(△)		154	902
預金の純増減(△)		152,354	276,274
預け金(現金同等物を除く)の純増(△)減		△2,000	2,000
外国為替(資産)の純増(△)減		△1,671	△120
買入金銭債権の純増(△)減		△8,747	△3,010
資金運用による収入		3,632	5,741
資金調達による支出		△1,907	△2,351
その他		△204	8,075
小計		139,657	269,977
法人税等の還付額		58	154
営業活動によるキャッシュ・フロー		139,715	270,131
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		△271,171	△858,684
有価証券の売却による収入		55,962	68,268
有価証券の償還による収入		35,106	441,518
金銭の信託の増加による支出		△46,429	△15,235
金銭の信託の減少による収入		38,229	51,082
有形固定資産の取得による支出		△520	△725
無形固定資産の取得による支出		△3,105	△2,900
子会社株式の追加取得による支出		—	△30
子会社株式の売却による収入		150	—
投資活動によるキャッシュ・フロー		△191,779	△316,705
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付社債の発行による収入		—	10,000
株式の発行による収入		24	12,153
少数株主への株式の発行による収入		—	450
財務活動によるキャッシュ・フロー		24	22,603
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		—	△0
V 現金及び現金同等物の増加額 又は減少額(△)		△52,039	△23,970
VI 現金及び現金同等物の期首残高		130,351	78,312
VII 現金及び現金同等物の期末残高		78,312	54,342

(5) 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 2社 連結子会社の名称 イーバンクシステム株式会社 eBANK Capital Management (Cayman) Ltd. (2) 非連結子会社 0社	(1) 連結子会社 3社 連結子会社の名称 イーバンクシステム株式会社 イートラスト信託株式会社 eBANK Capital Management (Cayman) Ltd. なお、イートラスト信託株式会社は設立により、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。 (2) 同 左
2. 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結子会社 0社 (2) 持分法適用の関連会社 1社 会社の名称 栄光債権回収株式会社 なお、前連結会計年度まで持分法の適用の範囲に含めておりました株式会社アセット・リアルティ・マネジャーズは、売却により当連結会計年度から持分法の対象から除外しております。 (3) 持分法非適用の非連結子会社 0社 (4) 持分法非適用の関連会社 0社	(1) 同 左 (2) 持分法適用の関連会社 1社 会社の名称 栄光債権回収株式会社 (3) 同 左 (4) 同 左
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。	同 左
4. 会計処理基準に関する事項	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。 なお、当連結会計年度は、残高はありません。 (2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。 (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同 左 (2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 同 左 (ロ) 同 左 (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左
	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 当行及び連結子会社の有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：8年～50年 動産：3年～20年 ② 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 当行及び連結子会社の有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用しております。 また主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：8年～50年 動産：3年～20年 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常損失及び税金等調整前当期純損失は、従来の方針によった場合に比べ50百万円増加しております。 ② 無形固定資産 同左

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(5) 繰延資産の処理方法 新株式発行費用は、支出時に全額費用として処理しております。	(5) 繰延資産の処理方法 —
	(6) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、合理的に算出した予想損失率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。	(6) 貸倒引当金の計上基準 同 左
	(7) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。	(7) 賞与引当金の計上基準 同 左
	—	(8) ポイント引当金の計上基準 ポイントサービスの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。
	—	(9) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金0百万円であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。
	(10) 外貨建資産・負債の換算基準 当行及び連結子会社の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。	(10) 外貨建資産・負債の換算基準 同 左
	(11) リース取引の処理方法 当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(11) リース取引の処理方法 同 左

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(12) 重要なヘッジ会計の方法 為替変動リスク・ヘッジ ①ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 ②ヘッジ手段とヘッジ対象 ・ヘッジ手段…為替予約 ・ヘッジ対象…外貨建有価証券 ③ヘッジ方針 外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。 ④ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。	(12) 重要なヘッジ会計の方法 為替変動リスク・ヘッジ ①ヘッジ会計の方法 同 左 ②ヘッジ手段とヘッジ対象 同 左 ③ヘッジ方針 同 左 ④ヘッジ有効性評価の方法 同 左
	(13) 消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(13) 消費税等の会計処理 同 左
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	同 左
6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項	—	のれん及び負ののれんの償却については、20年以内の合理的な見積り年数に基づく定額法により償却をし、重要性の乏しいものについては、発生年度に一括償却を行っております。
7. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、定期預け金以外のものです。	同 左

(6) 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当連結会計年度から適用しております。</p> <p>当連結会計年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は29,854百万円であります。</p> <p>なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(投資事業組合に関する実務対応報告) 「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準) 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準) 「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号平成17年12月27日)が会社法の施行日以後に付与されるストック・オプション、自社株式オプション及び交付される自社の株式について適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p> <p>(有限責任事業組合等に関する実務対応報告) 「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第21号平成18年9月8日)が公表日以後終了する連結会計年度から適用されることとなったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>

(7) 表示方法の変更

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年天蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったこと等に伴い、当連結会計年度から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(連結貸借対照表関係)</p> <p>(1)純額で繰延ヘッジ損失(又は繰延ヘッジ利益)として「その他資産」(又は「その他負債」)に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。 なお、当連結会計年度は、残高はありません。</p> <p>(2)負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。</p> <p>(3)「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4)「その他資産」に含めて表示していたソフトウェア及びソフトウェア仮勘定は、「無形固定資産」の「ソフトウェア」及び「ソフトウェア仮勘定」に表示しております。</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>(1)「動産不動産処分損益(△)」は、連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益(△)」等として表示しております。 また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として表示しております。</p>	—

(8) 連結財務諸表に関する注記事項

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成19年3月31日)	当連結会計年度 (平成20年3月31日)
<p>※1. 有価証券には、関連会社の株式114百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 為替決済、デリバティブ取引等の取引の担保として、有価証券56,896百万円、信用状発行の担保として、預け金2,000百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は240百万であります。</p> <p>※3. 有形固定資産の減価償却累計額 535百万円 —</p>	<p>※1. 有価証券には、関連会社の株式0百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 為替決済、デリバティブ取引等の取引の担保として、有価証券30,626百万円及び金銭の信託中の有価証券99百万円、信用状発行の担保として、有価証券2,004百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は3,082百万円及び保証金は328百万であります。</p> <p>※3. 有形固定資産の減価償却累計額 1,024百万円</p> <p>※4. 社債は、全額劣後特約付社債であります。</p>

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>※1. その他経常収益は株式等売却益1,512百万円を含んでおります。</p> <p>※2. その他の経常費用には、株式等売却損10百万円及び株式等償却286百万円、金銭の信託運用損539百万円、持分法投資損失79百万円を含んでおります。</p> <p>※3. —</p> <p>※4. 営業経費には、研究開発費1百万円を含んでおります。</p>	<p>※1. その他経常収益は金銭の信託運用益1,585百万円を含んでおります。</p> <p>※2. その他の経常費用には、株式等売却損117百万円、株式等償却1,192百万円、金銭の信託運用損2,427百万円、持分法投資損失119百万円を含んでおります。</p> <p>※3. その他の特別損失には、商標特許仮払金の費用処理額32百万円を含んでおります。</p> <p>※4. 営業経費には、研究開発費12百万円を含んでおります。</p>

(連結株主資本等変動計算書関係)

1 前連結会計年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	596,076	300	—	596,376	(注)1
合計	596,076	300	—	596,376	
自己株式					
普通株式	1,082	—	25	1,057	(注)2
合計	1,082	—	25	1,057	

(注)1. 当連結会計年度中に増加した発行済株式数は、新株予約権の行使によるものであります。

2. 当連結会計年度中に減少した自己株式数は、持分法適用関連会社が保有する自己株式の売却によるものであります。

(2) 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			前連結 会計年度末	当連結会計年度 増加	減少		
当行	ストック・オプションとして の新株予約権		—			—	(注)
	合計		—			—	

(注)当行は未公開企業であり付与時の「単位当たりの本源的価値」は0であるため、当連結会計年度末残高はありません。

2 当連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	596,376	67,550	—	663,926	(注)
合計	596,376	67,550	—	663,926	
自己株式					
普通株式	1,057	—	—	1,057	
合計	1,057	—	—	1,057	

(注)当連結会計年度中に増加した発行済株式数は、第三者割当による67,500株及び新株予約権の行使による50株の新株式の発行によるものであります。

(2) 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			前連結 会計年度末	当連結会計年度 増加	減少		
当行	ストック・オプションとして の新株予約権		—			—	(注)
	合計		—			—	

(注)当行は未公開企業であり付与時の「単位当たりの本源的価値」は0であるため、当連結会計年度末残高はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位:百万円)	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位:百万円)
平成19年3月31日現在	平成20年3月31日現在
現金預け金勘定	現金預け金勘定
定期預け金	現金及び現金同等物
現金及び現金同等物	
80,312	54,342
△2,000	54,342
78,312	

(リース取引関係)

決算短信における開示の必要性が大きいと考えられるため開示を省略しております。

(有価証券関係)

※ 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1. 前連結会計年度

(1) 売買目的有価証券（平成19年3月31日現在）

該当事項はありません。

(2) 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成19年3月31日現在）

該当事項はありません。

(3) その他有価証券で時価のあるもの（平成19年3月31日現在）

(単位：百万円)

	取得原価	連結貸借 対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
株式	562	436	△126	—	126
債券	254,436	253,112	△1,323	42	1,365
国債	221,740	220,760	△980	18	998
社債	32,696	32,352	△343	23	367
その他	23,042	22,896	△145	174	320
合計	278,041	276,445	△1,595	216	1,812

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて50%程度以上下落した場合には、合理的な反証がない限り、回復する見込みのないほど著しい下落があったものとみなし、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」といいます。)しております。さらに、たとえ50%程度を下回る下落率であっても、下落率が30%以上の場合には時価の回復可能性の判定を実施し、必要な減損処理を行っております。

なお、当連結会計年度の減損処理額は286百万円であります。

4. 評価差額のうち組込デリバティブを一体処理したことにより、損益に反映させた額は125百万円であります。

(4) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他有価証券	40,433	2,086	77

(5) 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成19年3月31日現在）

(単位：百万円)

	金額
その他有価証券	
非上場株式	606
非上場外国証券	149
事業債	35,416
みなし有価証券	524
優先出資証券	72
信託受益権（買入金銭債権）	28,294

(6) その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成19年3月31日現在）

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	118,504	58,479	22,170	89,374
国債	99,914	39,252	17,565	64,028
社債	18,590	19,226	4,605	25,346
その他	445	19,506	12,895	12,751
合計	118,949	77,985	35,066	102,126

(注) 住宅金融公庫債券（貸付債権担保S種及び貸付債権担保）は償還金額が確定できないため、10年超に表示しております。

2. 当連結会計年度

(1) 売買目的有価証券（平成20年3月31日現在）

該当事項はありません。

(2) 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）

該当事項はありません。

(3) その他有価証券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）

（単位：百万円）

	取得原価	連結貸借 対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
株式	23	23	—	—	—
債券	610,775	608,337	△2,437	964	3,401
国債	579,369	577,180	△2,188	893	3,082
社債	31,405	31,156	△248	70	319
その他	71,671	59,563	△12,108	357	12,466
合計	682,470	667,924	△14,546	1,321	15,868

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて50%程度以上落した場合には、合理的な反証がない限り、回復する見込みのないほど著しい下落があったものとみなし、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」といいます。)しております。さらに、たとえ50%程度を下回る下落率であっても、下落率が30%以上の場合には時価の回復可能性の判定を実施し、必要な減損処理を行っております。

当連結会計年度の減損処理額は2,598百万円であります。

4. 評価差額のうち組込デリバティブを一体処理したことにより、損益に反映させた額は△9,946百万円であります。

(4) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

（単位：百万円）

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他有価証券	67,320	282	536

(5) 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成20年3月31日現在）

（単位：百万円）

	金額
その他有価証券	
非上場株式	111
非上場外国証券	66
事業債	24,976
みなし有価証券	541
優先出資証券	—
信託受益権（買入金銭債権）	5,910

(6) その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成20年3月31日現在）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	195,543	213,117	72,388	152,264
国債	177,765	203,103	65,034	131,276
社債	17,777	10,013	7,353	20,988
その他	1,424	18,274	19,333	19,521
合計	196,967	231,391	91,721	171,786

(注) 住宅金融公庫債券（貸付債権担保S種及び貸付債権担保）は償還金額が確定できないため、10年超に表示しております。

(金銭の信託関係)

1. 前連結会計年度

(1) 運用目的の金銭の信託 (平成19年3月31日現在)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額
運用目的の金銭の信託	83,496	401

(2) 満期保有目的の金銭の信託 (平成19年3月31日現在)

該当事項はありません。

(3) その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成19年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 当連結会計年度

(1) 運用目的の金銭の信託 (平成20年3月31日現在)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額
運用目的の金銭の信託	35,750	△6,332

(2) 満期保有目的の金銭の信託 (平成20年3月31日現在)

該当事項はありません。

(3) その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成20年3月31日現在)

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

1. 前連結会計年度

○その他有価証券評価差額金（平成19年3月31日現在）

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	金額
評価差額	△1,724
その他有価証券	△1,724
その他の金銭の信託	—
(+) 繰延税金資産（又は(△) 繰延税金負債）	—
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	△1,724
(△) 少数株主持分相当額	—
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△1,724

2. 当連結会計年度

○その他有価証券評価差額金（平成20年3月31日現在）

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	金額
評価差額	△4,636
その他有価証券	△4,636
その他の金銭の信託	—
(+) 繰延税金資産（又は(△) 繰延税金負債）	—
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	△4,636
(△) 少数株主持分相当額	—
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△4,636

(ストック・オプション等関係)

I 前連結会計年度(自平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社
決議年月日	平成12年9月26日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役3名、従業員20名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 3,660株
付与日	平成12年10月13日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておらず、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自平成14年10月13日 至 平成22年9月26日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

会社名	提出会社
決議年月日	平成13年2月22日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役2名、従業員9名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 1,750株
付与日	平成13年3月13日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておらず、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自平成15年3月13日 至 平成23年2月22日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

会社名	提出会社
決議年月日	平成13年6月18日株主総会決議①
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 4,300株
付与日	平成13年8月20日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておらず、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成13年8月20日 至 平成23年6月18日

会社名	提出会社
決議年月日	平成13年6月18日株主総会決議②
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員23名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,530株
付与日	平成13年8月20日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておらず、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自平成15年8月20日 至 平成23年6月18日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

会社名	提出会社
決議年月日	平成13年9月10日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員9名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 230株
付与日	平成13年9月26日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておらず、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自平成15年9月26日 至 平成23年9月10日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

会社名	提出会社
決議年月日	平成14年6月20日株主総会決議①
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役4名、従業員5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 3,400株
付与日	平成14年10月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成14年10月31日 至 平成24年6月20日

会社名	提出会社
決議年月日	平成14年6月20日株主総会決議②
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員71名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 4,000株
付与日	平成14年9月30日、平成15年1月6日、平成15年3月31日及び平成15年6月18日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成16年9月30日 至 平成24年6月20日、 自 平成17年1月6日 至 平成24年6月20日、 自 平成17年3月31日 至 平成24年6月20日及び 自 平成17年6月18日 至 平成24年6月20日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

会社名	提出会社
決議年月日	平成14年6月20日株主総会決議③
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役1名、アドバイザー・コミッティーメンバー6名、コンサルタント1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,600株
付与日	平成15年5月30日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成15年5月30日 至 平成24年6月20日

会社名	提出会社
決議年月日	平成14年6月20日株主総会決議④
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役4名、従業員5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,000株
付与日	平成15年6月18日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成15年6月18日 至 平成24年6月20日

会社名	提出会社
決議年月日	平成15年6月19日株主総会決議①
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役5名、従業員2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 8,000株
付与日	平成16年3月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成16年3月31日 至 平成25年6月19日

会社名	提出会社
決議年月日	平成15年6月19日株主総会決議②
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員94名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 3,940株
付与日	平成15年11月28日、平成16年2月29日及び平成16年6月18日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成17年11月28日 至 平成25年6月19日、 自 平成18年2月29日 至 平成25年6月19日及び 自 平成18年6月18日 至 平成25年6月19日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

会社名	提出会社
決議年月日	平成16年6月24日株主総会決議①
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 150株
付与日	平成16年11月30日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成16年11月30日 至 平成26年6月24日

会社名	提出会社
決議年月日	平成16年6月24日株主総会決議②
付与対象者の区分及び人数(名)	コンサルタント3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 330株
付与日	平成17年1月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成17年1月31日 至 平成26年6月24日

会社名	提出会社
決議年月日	平成16年6月24日株主総会決議③
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役9名、コンサルタント2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 7,420株
付与日	平成17年2月10日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成17年2月10日 至 平成26年6月24日

会社名	提出会社
決議年月日	平成16年6月24日株主総会決議④
付与対象者の区分及び人数(名)	コンサルタント1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 100株
付与日	平成17年3月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成17年3月31日 至 平成26年6月24日

会社名	提出会社
決議年月日	平成16年6月24日株主総会決議⑤
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員28名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 710株
付与日	平成16年10月20日、平成16年11月30日及び平成17年1月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成18年10月20日 至 平成26年6月24日、 自 平成18年11月30日 至 平成26年6月24日及び 自 平成19年1月31日 至 平成26年6月24日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

会社名	提出会社
決議年月日	平成16年6月24日株主総会決議⑥
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員6名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,050株
付与日	平成17年2月10日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成19年2月10日 至 平成26年6月24日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

会社名	提出会社
決議年月日	平成16年6月24日株主総会決議⑦
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員59名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 1,240株
付与日	平成17年3月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成19年3月31日 至 平成26年6月24日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

会社名	提出会社
決議年月日	平成17年6月29日株主総会決議①
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役13名、従業員54名、コンサルタント3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 8,460株
付与日	平成17年8月15日及び平成17年11月15日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成19年8月15日 至 平成27年6月29日及び 自 平成19年11月15日 至 平成27年6月29日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

会社名	提出会社
決議年月日	平成17年6月29日株主総会決議②
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,000株
付与日	平成17年11月15日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成17年11月15日 至 平成27年6月29日

会社名	提出会社
決議年月日	平成17年6月29日株主総会決議③
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員31名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 1,040株
付与日	平成18年3月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成20年3月31日 至 平成27年6月29日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

会社名	提出会社
決議年月日	平成17年6月29日株主総会決議④
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 500株
付与日	平成18年5月1日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成20年5月1日 至 平成27年6月29日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

会社名	提出会社
決議年月日	平成18年3月6日株主総会決議①
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役1名、監査役2名、従業員1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 500株
付与日	平成18年3月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成18年3月31日 至 平成28年3月6日

会社名	提出会社
決議年月日	平成18年3月6日株主総会決議②
付与対象者の区分及び人数(名)	監査役2名、従業員13名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 500株
付与日	平成18年3月31日、平成18年7月5日及び平成19年3月5日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成20年3月31日 至 平成28年3月6日、 自 平成20年7月5日 至 平成28年3月6日及び 自 平成21年3月5日 至 平成28年3月6日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

会社名	提出会社
決議年月日	平成18年6月9日株主総会決議①
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役9名、監査役2名、従業員163名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 5,920株
付与日	平成19年3月5日及び平成19年3月30日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成21年3月5日 至 平成28年6月9日及び 自 平成21年3月30日 至 平成28年6月9日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

会社名	提出会社
決議年月日	平成18年6月9日株主総会決議②
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役8名、従業員2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,000株
付与日	平成19年3月30日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成19年3月30日 至 平成28年6月9日

(注) 株式数に換算して記載しております。

※ 「新株予約権割当契約書」の権利行使条件

- (1) 行使請求期間にかかわらず、新株予約権者は、当行の株式が日本国内の証券取引所に上場（以下「上場」といいます。）され、上場の日後1ヶ月を経過するまでは、新株予約権を一切行使することができないものとします。ただし、新株予約権者は、上場の前に、当行が実質的に全ての営業を譲渡する場合、当行を解散会社とする合併が行われる場合、又は当行が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合には、当行の取締役会が定める一定の期間、新株予約権を行使できます。
- (2) 新株予約権の発行時において当行の取締役、監査役又は従業員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において当行、当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問であることを要します。
ただし、新株予約権者が、新株予約権の行使時において当行の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問でない場合であっても、当行の取締役若しくは監査役を任期満了若しくは法令変更に伴い退任した場合、当行就業規則に規定する当行都合退職した場合、又は新株予約権を行使できることについて当行取締役会の承認を得た場合にはこの限りではありません。
- (3) 新株予約権の発行時において当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役又は従業員であった対象者は、新株予約権の行使時において当行、当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問であることを要します。
ただし、対象者が、新株予約権の行使時において当行、当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問でない場合であっても、新株予約権を行使できることについて当行取締役会の承認を得た場合にはこの限りではありません。
- (4) 新株予約権の発行時において当行のアドバイザー・コミッティーメンバー又は当行コンサルタントであった対象者は、新株予約権の行使時において当行のアドバイザー・コミッティーメンバー、又は当行コンサルタントであることを要します。
ただし、対象者が、新株予約権の行使時において当行のアドバイザー・コミッティーメンバー又は当行コンサルタントでない場合であっても、新株予約権を行使することについて当行取締役会の承認を得た場合にはこの限りではありません。
- (5) 新株予約権者は、以下の区分にしたがって、割当を受けた新株予約権の全部又は一部を行使することができます（ただし、係る行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければなりません。）。
 - ① 新株予約権発行の日の2年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その4分の1までについて権利を行使することができます。
 - ② 新株予約権発行の日の3年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その2分の1までについて権利を行使することができます。
 - ③ 新株予約権発行の日の4年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その4分の3までについて権利を行使することができます。
 - ④ 新株予約権発行の日の5年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のすべてについて権利を行使することができます。
- (6) 新株予約権者は、一度の手續において新株予約権の全部又は一部を行使することができます。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできません。
- (7) 新株予約権者は、新株予約権の行使によって発行される株式の発行価額の合計額が年間（1月1日から12月31日まで）金1,200万円を超えないように、割当を受けた新株予約権を行使しなければなりません。
- (8) 新株予約権者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人中、新株予約権を継承する者が新株予約権を行使することができるものとします。
- (9) 「権利行使期間」は、上記「権利行使条件」を考慮した実質の権利行使期間を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

①ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成12年9月26日 株主総会決議	平成13年2月22日 株主総会決議	平成13年6月18日 株主総会決議①	平成13年6月18日 株主総会決議②	平成13年9月10日 株主総会決議	平成14年6月20日 株主総会決議①
権利確定前						
期首(株)	2,410	1,280	—	830	10	—
付与(株)	—	—	—	—	—	—
失効(株)	—	—	—	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—	—	—	—
未確定残(株)	2,410	1,280	—	830	10	—
権利確定後						
期首(株)	—	—	3,875	—	—	3,280
権利確定(株)	—	—	—	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—	—	—	250
失効(株)	—	—	—	—	—	—
未行使残(株)	—	—	3,875	—	—	3,030

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成14年6月20日 株主総会決議②	平成14年6月20日 株主総会決議③	平成14年6月20日 株主総会決議④	平成15年6月19日 株主総会決議①	平成15年6月19日 株主総会決議②	平成16年6月24日 株主総会決議①
権利確定前						
期首(株)	1,610	—	—	—	3,310	—
付与(株)	—	—	—	—	—	—
失効(株)	40	—	—	—	300	—
権利確定(株)	—	—	—	—	—	—
未確定残(株)	1,570	—	—	—	3,010	—
権利確定後						
期首(株)	—	2,600	2,000	7,770	—	150
権利確定(株)	—	—	—	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—	50	—	—
失効(株)	—	—	—	—	—	—
未行使残(株)	—	2,600	2,000	7,720	—	150

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成16年6月24日 株主総会決議②	平成16年6月24日 株主総会決議③	平成16年6月24日 株主総会決議④	平成16年6月24日 株主総会決議⑤	平成16年6月24日 株主総会決議⑥	平成16年6月24日 株主総会決議⑦
権利確定前						
期首(株)	—	—	—	650	2,000	1,100
付与(株)	—	—	—	—	—	—
失効(株)	—	—	—	20	400	20
権利確定(株)	—	—	—	—	—	—
未確定残(株)	—	—	—	630	1,600	1,080
権利確定後						
期首(株)	330	7,420	100	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—	—	—	—
失効(株)	—	—	—	—	—	—
未行使残(株)	330	7,420	100	—	—	—

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成17年6月29日 株主総会決議①	平成17年6月29日 株主総会決議②	平成17年6月29日 株主総会決議③	平成17年6月29日 株主総会決議④	平成18年3月6日 株主総会決議①	平成18年3月6日 株主総会決議②
権利確定前						
期首(株)	8,380	—	1,040	—	—	290
付与(株)	—	—	—	500	—	210
失効(株)	380	—	360	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—	—	—	—
未確定残(株)	8,000	—	680	500	—	500
権利確定後						
期首(株)	—	2,000	—	—	450	—
権利確定(株)	—	—	—	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—	—	—	—
失効(株)	—	—	—	—	—	—
未行使残(株)	—	2,000	—	—	450	—

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成18年6月9日 株主総会決議①	平成18年6月9日 株主総会決議②
権利確定前		
期首(株)	—	—
付与(株)	5,920	2,000
失効(株)	—	—
権利確定(株)	—	2,000
未確定残(株)	5,920	—
権利確定後		
期首(株)	—	—
権利確定(株)	—	2,000
権利行使(株)	—	—
失効(株)	—	—
未行使残(株)	—	2,000

②単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成12年9月26日 株主総会決議	平成13年2月22日 株主総会決議	平成13年6月18日 株主総会決議①	平成13年6月18日 株主総会決議②	平成13年9月10日 株主総会決議	平成14年6月20日 株主総会決議①
権利行使価格(円)	60,000	65,000	71,500	65,000	65,000	82,500
行使時平均株価(円)	—	—	—	—	—	—

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成14年6月20日 株主総会決議②	平成14年6月20日 株主総会決議③	平成14年6月20日 株主総会決議④	平成15年6月19日 株主総会決議①	平成15年6月19日 株主総会決議②	平成16年6月24日 株主総会決議①
権利行使価格(円)	75,000	82,500	82,500	75,000	75,000	88,000
行使時平均株価(円)	—	—	—	—	—	—

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成16年6月24日 株主総会決議②	平成16年6月24日 株主総会決議③	平成16年6月24日 株主総会決議④	平成16年6月24日 株主総会決議⑤	平成16年6月24日 株主総会決議⑥	平成16年6月24日 株主総会決議⑦
権利行使価格(円)	88,000	100,000	140,000	88,000	100,000	140,000
行使時平均株価(円)	—	—	—	—	—	—

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成17年6月29日 株主総会決議①	平成17年6月29日 株主総会決議②	平成17年6月29日 株主総会決議③	平成18年3月6日 株主総会決議①	平成18年3月6日 株主総会決議②
権利行使価格(円)	150,000	150,000	200,000	200,000	200,000
行使時平均株価(円)	—	—	—	—	—

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成17年6月29日 株主総会決議④	平成18年3月6日 株主総会決議②	平成18年6月9日 株主総会決議①	平成18年6月9日 株主総会決議②
権利行使価格(円)	200,000	200,000	200,000	200,000
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションの単価は、未公開企業であるため単位当たりの本源的価値を見積もる方法により算定しております。

なお、本源的価値を算出するための基礎となった、算定時点における自社の株式の評価額は、割引キャッシュ・フロー法によっております。

4. ストック・オプションの単位当たり本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

①当連結会計年度末における本源的価値の合計額 一百万円
②当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額 一百万円

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積り方法は困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(注) 上記3.4については、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号平成17年12月27日)に基づき会社法施行日以後に付与されたストック・オプションについて記載の対象としております。

II 当連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

会社名	提出会社
決議年月日	平成12年9月26日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役3名、従業員20名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 3,660株
付与日	平成12年10月13日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成14年10月13日 至 平成22年9月26日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

会社名	提出会社
決議年月日	平成13年2月22日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役2名、従業員9名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 1,750株
付与日	平成13年3月13日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成15年3月13日 至 平成23年2月22日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

会社名	提出会社
決議年月日	平成13年6月18日株主総会決議①
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 4,300株
付与日	平成13年8月20日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成13年8月20日 至 平成23年6月18日

会社名	提出会社
決議年月日	平成13年6月18日株主総会決議②
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員23名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,530株
付与日	平成13年8月20日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成15年8月20日 至 平成23年6月18日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

会社名	提出会社
決議年月日	平成13年9月10日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員9名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 230株
付与日	平成13年9月26日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成15年9月26日 至 平成23年9月10日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

会社名	提出会社
決議年月日	平成14年6月20日株主総会決議①
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役4名、従業員5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 3,400株
付与日	平成14年10月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成14年10月31日 至 平成24年6月20日

会社名	提出会社
決議年月日	平成14年6月20日株主総会決議②
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員71名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 4,000株
付与日	平成14年9月30日、平成15年1月6日、平成15年3月31日及び平成15年6月18日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成16年9月30日 至 平成24年6月20日、 自 平成17年1月6日 至 平成24年6月20日、 自 平成17年3月31日 至 平成24年6月20日及び 自 平成17年6月18日 至 平成24年6月20日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

会社名	提出会社
決議年月日	平成14年6月20日株主総会決議③
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役1名、アドバイザー・コミッティーメンバー6名、コンサルタント1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,600株
付与日	平成15年5月30日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成15年5月30日 至 平成24年6月20日

会社名	提出会社
決議年月日	平成14年6月20日株主総会決議④
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役4名、従業員5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,000株
付与日	平成15年6月18日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成15年6月18日 至 平成24年6月20日

会社名	提出会社
決議年月日	平成15年6月19日株主総会決議①
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役5名、従業員2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 8,000株
付与日	平成16年3月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成16年3月31日 至 平成25年6月19日

会社名	提出会社
決議年月日	平成15年6月19日株主総会決議②
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員94名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 3,940株
付与日	平成15年11月28日、平成16年2月29日及び平成16年6月18日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成17年11月28日 至 平成25年6月19日、 自 平成18年2月29日 至 平成25年6月19日及び 自 平成18年6月18日 至 平成25年6月19日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

会社名	提出会社
決議年月日	平成16年6月24日株主総会決議①
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 150株
付与日	平成16年11月30日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成16年11月30日 至 平成26年6月24日

会社名	提出会社
決議年月日	平成16年6月24日株主総会決議②
付与対象者の区分及び人数(名)	コンサルタント3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 330株
付与日	平成17年1月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成17年1月31日 至 平成26年6月24日

会社名	提出会社
決議年月日	平成16年6月24日株主総会決議③
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役9名、コンサルタント2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 7,420株
付与日	平成17年2月10日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成17年2月10日 至 平成26年6月24日

会社名	提出会社
決議年月日	平成16年6月24日株主総会決議④
付与対象者の区分及び人数(名)	コンサルタント1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 100株
付与日	平成17年3月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成17年3月31日 至 平成26年6月24日

会社名	提出会社
決議年月日	平成16年6月24日株主総会決議⑤
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員28名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 710株
付与日	平成16年10月20日、平成16年11月30日及び平成17年1月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成18年10月20日 至 平成26年6月24日、 自 平成18年11月30日 至 平成26年6月24日及び 自 平成19年1月31日 至 平成26年6月24日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

会社名	提出会社
決議年月日	平成16年6月24日株主総会決議⑥
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員6名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,050株
付与日	平成17年2月10日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成19年2月10日 至 平成26年6月24日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

会社名	提出会社
決議年月日	平成16年6月24日株主総会決議⑦
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員59名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 1,240株
付与日	平成17年3月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自平成19年3月31日 至 平成26年6月24日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

会社名	提出会社
決議年月日	平成17年6月29日株主総会決議①
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役13名、従業員54名、コンサルタント3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 8,460株
付与日	平成17年8月15日及び平成17年11月15日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自平成19年8月15日 至 平成27年6月29日及び 自平成19年11月15日 至 平成27年6月29日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

会社名	提出会社
決議年月日	平成17年6月29日株主総会決議②
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,000株
付与日	平成17年11月15日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成17年11月15日 至 平成27年6月29日

会社名	提出会社
決議年月日	平成17年6月29日株主総会決議③
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員31名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 1,040株
付与日	平成18年3月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自平成20年3月31日 至 平成27年6月29日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

会社名	提出会社
決議年月日	平成17年6月29日株主総会決議④
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 500株
付与日	平成18年5月1日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自平成20年5月1日 至 平成27年6月29日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

会社名	提出会社
決議年月日	平成18年3月6日株主総会決議①
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役1名、監査役2名、従業員1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 500株
付与日	平成18年3月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成18年3月31日 至 平成28年3月6日

会社名	提出会社
決議年月日	平成18年3月6日株主総会決議②
付与対象者の区分及び人数(名)	監査役2名、従業員13名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 500株
付与日	平成18年3月31日、平成18年7月5日及び平成19年3月5日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自平成20年3月31日 至 平成28年3月6日、 自平成20年7月5日 至 平成28年3月6日及び 自平成21年3月5日 至 平成28年3月6日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

会社名	提出会社
決議年月日	平成18年6月9日株主総会決議①
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役9名、監査役2名、従業員163名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 5,920株
付与日	平成19年3月5日及び平成19年3月30日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自平成21年3月5日 至 平成28年6月9日及び 自平成21年3月30日 至 平成28年6月9日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

会社名	提出会社
決議年月日	平成18年6月9日株主総会決議②
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役8名、従業員2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,000株
付与日	平成19年3月30日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成19年3月30日 至 平成28年6月9日

会社名	提出会社
決議年月日	平成18年6月9日株主総会決議③
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員4名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 80株
付与日	平成19年4月27日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自平成21年4月27日 至 平成28年6月9日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

(注) 株式数に換算して記載しております。

※ 「新株予約権割当契約書」の権利行使条件

- 行使請求期間にかかわらず、新株予約権者は、当行の株式が日本国内の証券取引所(本邦以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。)に上場(以下「上場」といいます。)され、上場の日後1ヶ月を経過するまでは、新株予約権を一切行使することができないものとします。ただし、新株予約権者は、上場の前に、当行が実質的に全ての営業を譲渡する場合、当行を解散会社とする合併が行われる場合、又は当行が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合には、当行の取締役会が定める一定の期間、新株予約権を行使できます。
- 新株予約権の発行時において当行の取締役、監査役又は従業員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において当行、当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問であることを要します。
ただし、新株予約権者が、新株予約権の行使時において当行の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問でない場合であっても、当行の取締役若しくは監査役を任期満了若しくは法令変更に伴い退任した場合、当行就業規則に規定する当行都合退職した場合、又は新株予約権を行使できることについて当行取締役会の承認を得た場合にはこの限りではありません。
- 新株予約権の発行時において当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役又は従業員であった対象者は、新株予約権の行使時において当行、当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問であることを要します。
ただし、対象者が、新株予約権の行使時において当行、当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問でない場合であっても、新株予約権を行使できることについて当行取締役会の承認を得た場合にはこの限りではありません。
- 新株予約権の発行時において当行のアドバイザー・コミッティーメンバー又は当行コンサルタントであった対象者は、新株予約権の行使時において当行のアドバイザー・コミッティーメンバー、又は当行コンサルタントであることを要します。
ただし、対象者が、新株予約権の行使時において当行のアドバイザー・コミッティーメンバー又は当行コンサルタントでない場合であっても、新株予約権を行使できることについて当行取締役会の承認を得た場合にはこの限りではありません。
- 新株予約権者は、以下の区分にしたがって、割当を受けた新株予約権の全部又は一部を行使することができます(ただし、係る行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければなりません。)
① 新株予約権発行の日の2年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その4分の1まで

- について権利を行使することができます。
- ② 新株予約権発行の日の3年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その2分の1までについて権利を行使することができます。
- ③ 新株予約権発行の日の4年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その4分の3までについて権利を行使することができます。
- ④ 新株予約権発行の日の5年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のすべてについて権利を行使することができます。
- (6) 新株予約権者は、一度の手續において新株予約権の全部又は一部を行使することができます。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできません。
- (7) 新株予約権者は、新株予約権の行使によって発行される株式の発行価額の合計額が年間（1月1日から12月31日まで）金1,200万円を超えないように、割当を受けた新株予約権を行使しなければなりません。
- (8) 新株予約権者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人中、新株予約権を継承する者が新株予約権を行使することができるものとします。
- (9) 「権利行使期間」は、上記「権利行使条件」を考慮した実質の権利行使期間を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成12年9月26日 株主総会決議	平成13年2月22日 株主総会決議	平成13年6月18日 株主総会決議①	平成13年6月18日 株主総会決議②	平成13年9月10日 株主総会決議	平成14年6月20日 株主総会決議①
権利確定前						
期首(株)	2,410	1,280	—	830	10	—
付与(株)	—	—	—	—	—	—
失効(株)	—	—	—	—	10	—
権利確定(株)	—	—	—	—	—	—
未確定残(株)	2,410	1,280	—	830	—	—
権利確定後						
期首(株)	—	—	3,875	—	—	3,030
権利確定(株)	—	—	—	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—	—	—	—
失効(株)	—	—	—	—	—	—
未行使残(株)	—	—	3,875	—	—	3,030

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成14年6月20日 株主総会決議②	平成14年6月20日 株主総会決議③	平成14年6月20日 株主総会決議④	平成15年6月19日 株主総会決議①	平成15年6月19日 株主総会決議②	平成16年6月24日 株主総会決議①
権利確定前						
期首(株)	1,570	—	—	—	3,010	—
付与(株)	—	—	—	—	—	—
失効(株)	—	—	—	—	90	—
権利確定(株)	—	—	—	—	—	—
未確定残(株)	1,570	—	—	—	2,920	—
権利確定後						
期首(株)	—	2,600	2,000	7,720	—	150
権利確定(株)	—	—	—	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—	50	—	—
失効(株)	—	—	—	—	—	—
未行使残(株)	—	2,600	2,000	7,670	—	150

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成16年6月24日 株主総会決議②	平成16年6月24日 株主総会決議③	平成16年6月24日 株主総会決議④	平成16年6月24日 株主総会決議⑤	平成16年6月24日 株主総会決議⑥	平成16年6月24日 株主総会決議⑦
権利確定前						
期首(株)	—	—	—	630	1,600	1,080
付与(株)	—	—	—	—	—	—
失効(株)	—	—	—	10	—	30
権利確定(株)	—	—	—	—	—	—
未確定残(株)	—	—	—	620	1,600	1,050
権利確定後						
期首(株)	330	7,420	100	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—	—	—	—
失効(株)	—	—	—	—	—	—
未行使残(株)	330	7,420	100	—	—	—

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成17年6月29日 株主総会決議①	平成17年6月29日 株主総会決議②	平成17年6月29日 株主総会決議③	平成17年6月29日 株主総会決議④	平成18年3月6日 株主総会決議①	平成18年3月6日 株主総会決議②
権利確定前						
期首(株)	8,000	—	680	500	—	500
付与(株)	—	—	—	—	—	—
失効(株)	30	—	50	—	—	40
権利確定(株)	—	—	—	—	—	—
未確定残(株)	7,970	—	630	500	—	460
権利確定後						
期首(株)	—	2,000	—	—	450	—
権利確定(株)	—	—	—	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—	—	—	—
失効(株)	—	—	—	—	—	—
未行使残(株)	—	2,000	—	—	450	—

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成18年6月9日 株主総会決議①	平成18年6月9日 株主総会決議②	平成18年6月9日 株主総会決議③
権利確定前			
期首(株)	5,920	—	—
付与(株)	—	—	80
失効(株)	65	—	—
権利確定(株)	—	—	—
未確定残(株)	5,855	—	80
権利確定後			
期首(株)	—	2,000	—
権利確定(株)	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
未行使残(株)	—	2,000	—

②単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成12年9月26日 株主総会決議	平成13年2月22日 株主総会決議	平成13年6月18日 株主総会決議①	平成13年6月18日 株主総会決議②	平成13年9月10日 株主総会決議	平成14年6月20日 株主総会決議①
権利行使価格(円)	60,000	65,000	71,500	65,000	65,000	82,500
行使時平均株価(円)	—	—	—	—	—	—

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成14年6月20日 株主総会決議②	平成14年6月20日 株主総会決議③	平成14年6月20日 株主総会決議④	平成15年6月19日 株主総会決議①	平成15年6月19日 株主総会決議②	平成16年6月24日 株主総会決議①
権利行使価格(円)	75,000	82,500	82,500	75,000	75,000	88,000
行使時平均株価(円)	—	—	—	—	—	—

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成16年6月24日 株主総会決議②	平成16年6月24日 株主総会決議③	平成16年6月24日 株主総会決議④	平成16年6月24日 株主総会決議⑤	平成16年6月24日 株主総会決議⑥	平成16年6月24日 株主総会決議⑦
権利行使価格(円)	88,000	100,000	140,000	88,000	100,000	140,000
行使時平均株価(円)	—	—	—	—	—	—

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成17年6月29日 株主総会決議①	平成17年6月29日 株主総会決議②	平成17年6月29日 株主総会決議③	平成18年3月6日 株主総会決議①	平成18年3月6日 株主総会決議②
権利行使価格(円)	150,000	150,000	200,000	200,000	200,000
行使時平均株価(円)	—	—	—	—	—

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成17年6月29日 株主総会決議④	平成18年3月6日 株主総会決議②	平成18年6月9日 株主総会決議①	平成18年6月9日 株主総会決議②	平成18年6月9日 株主総会決議③
権利行使価格(円)	200,000	200,000	200,000	200,000	180,000
行使時平均株価(円)	—	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションの単価は、未公開企業であるため単位当たりの本源的価値を見積もる方法により算定しております。

なお、本源的価値を算出するための基礎となった、算定時点における自社の株式の評価額は、割引キャッシュ・フロー法によっております。

4. ストック・オプションの単位当たり本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- ①当連結会計年度末における本源的価値の合計額 一百万円
②当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額 一百万円

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積り方法は困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(注) 上記3.4については、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号平成17年12月27日)に基づき会社法施行日以後に付与されたストック・オプションについて記載の対象としております。

(セグメント情報)

1. 事業の種類別セグメント情報

前連結会計年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

連結会社は銀行業以外に一部でソフトウェア受託開発業の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

当連結会計年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

連結会社は銀行業以外に一部でソフトウェア受託開発業の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

2. 所在地別セグメント情報

前連結会計年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当連結会計年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

3. 海外経常収益

前連結会計年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

当連結会計年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

(関連当事者との取引)

1. 前連結会計年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

関連当事者との取引については記載すべき重要なものではありません。

2. 当連結会計年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

関連当事者との取引については記載すべき重要なものではありません。

(税効果会計関係)

決算短信における開示の必要性が大きいと考えられるため開示を省略しております。

(1株当たり情報)

		前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり純資産額	円	50,149.53	23,674.56
1株当たり当期純利益 (△は1株当たり当期純損失)	円	△677.18	△35,555.38
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	—	—

(注) 1株当たりの純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりです。

(1) 1株当たり純資産額

	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)	当連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	30,148	16,336
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	293	643
(うち新株予約権)	—	—
(うち少数株主持分)	293	643
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	29,854	15,693
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(千株)	595	662

(2) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益

		前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり当期純利益			
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	△403	△23,403
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	△403	△23,403
普通株式の期中平均株式数	千株	595	658

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
平成19年4月9日及び平成19年4月19日に開催した取締役会決議に基づき、次のとおり第三者割当による新株式の発行を行っております。	連結子会社であるイトラスト信託株式会社は、平成20年4月1日に信託業法第3条に規定する信託業の免許を取得いたしました。これによりイトラスト信託株式会社は平成20年4月8日より営業を開始しております。
(1) 発行新株式数	普通株式 67,500株
(2) 発行価額	1株につき180,000円
(3) 発行価額の総額	12,150,000,000円
(4) 資本組入額	1株につき90,000円
(5) 資本組入額の総額	6,075,000,000円
(6) 申込期日	平成19年4月25日
(7) 払込期日	平成19年4月26日
(8) 配当起算日	平成19年4月26日
(9) 割当先	金融サービス育成投資事業組合
(10) 保有に関する事項	継続保有の確約を得ております。
(11) 資金の用途	口座数の増加に伴う運用資産の増加に対応した十分な自己資本の拡充を目的とした運転資金

5. 財務諸表等
 (1) 貸借対照表

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
現金預け金		80,180	15.33	54,157	6.68
現金		2		2	
預け金	※2	80,178		54,155	
買入金銭債権		28,294	5.41	31,052	3.83
金銭の信託	※2	83,496	15.97	35,750	4.41
有価証券	※1、2	313,680	59.98	669,217	82.55
国債		220,760		577,180	
社債		67,768		56,132	
株式		1,457		825	
その他の証券		23,693		35,078	
外国為替		1,671	0.32	1,791	0.22
外国他店預け		1,671		1,791	
その他資産		8,564	1.64	13,623	1.68
未決済為替貸		1,836		4,222	
前払費用		293		257	
未収収益		1,169		1,333	
先物取引差入証拠金		—		3,082	
金融派生商品		1,862		2,494	
その他の資産	※2	3,402		2,232	
有形固定資産	※3	742	0.14	818	0.10
建物		85		77	
その他の有形固定資産		656		740	
無形固定資産		6,573	1.26	6,272	0.77
ソフトウェア		4,728		5,850	
ソフトウェア仮勘定		1,839		417	
その他の無形固定資産		5		4	
貸倒引当金		△255	△0.05	△1,944	△0.24
資産の部合計		522,948	100.00	810,738	100.00

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
預金		483,130	92.39	760,198	93.76
普通預金		152,433		199,883	
定期預金		327,193		525,642	
その他の預金		3,503		34,671	
社債	※4	—	—	10,000	1.23
その他負債		9,736	1.86	24,702	3.05
未決済為替借		1,853		2,546	
未払法人税等		25		50	
未払費用		3,867		6,442	
前受収益		1,343		722	
先物取引受入証拠金		—		2,705	
金融派生商品		1,335		1,829	
未払金		—		10,149	
その他の負債		1,310		254	
賞与引当金		108	0.02	113	0.02
ポイント引当金		—	—	100	0.01
特別法上の引当金		—	—	0	0.00
金融商品取引責任準備金		—		0	
負債の部合計		492,976	94.27	795,115	98.07
(純資産の部)					
資本金		32,335	6.18	38,414	4.73
資本剰余金		—	—	5,437	0.67
その他資本剰余金				5,437	
利益剰余金		△637	△0.12	△23,591	△2.90
その他利益剰余金		△637		△23,591	
繰越利益剰余金		△637		△23,591	
株主資本合計		31,697	6.06	20,259	2.50
その他有価証券評価差額金		△1,724	△0.33	△4,636	△0.57
評価・換算差額等合計		△1,724	△0.33	△4,636	△0.57
純資産の部合計		29,972	5.73	15,623	1.93
負債及び純資産の部合計		522,948	100.00	810,738	100.00

(2) 損益計算書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		13,590	100.00	18,120	100.00
資金運用収益		3,963		7,173	
有価証券利息配当金		2,961		5,938	
コールローン利息		142		207	
預け金利息		40		73	
その他の受入利息		819		954	
役務取引等収益		6,236		8,152	
受入為替手数料		1,305		2,172	
その他の役務収益		4,930		5,979	
その他業務収益		1,715		863	
国債等債券売却益		626		229	
金融派生商品収益		1,089		—	
その他の業務収益		—		634	
その他経常収益		1,675		1,930	
株式等売却益		1,499		50	
金銭の信託運用益		—		1,585	
その他の経常収益		175		294	
経常費用		13,958	102.71	40,701	224.62
資金調達費用		2,092		4,645	
預金利息		2,092		4,645	
コールマネー利息		—		0	
役務取引等費用		1,748		3,262	
支払為替手数料		645		1,041	
その他の役務費用		1,102		2,221	
その他業務費用		237		13,031	
外国為替売買損		169		685	
国債等債券売却損		67		446	
国債等債券償却		—		1,907	
金融派生商品費用		—		9,992	
営業経費		9,009		14,044	
その他経常費用		870		5,716	
貸倒引当金繰入額		—		1,689	
株式等売却損		10		117	
株式等償却		286		1,396	
金銭の信託運用損		539		2,427	
その他の経常費用		34		85	
経常利益(△は経常損失)		△368	△2.71	△22,580	△124.62
特別利益		290	2.14	—	—
貸倒引当金戻入益		153		—	
関係会社株式売却益		137		—	
特別損失		156	1.15	1,004	5.54
固定資産処分損		156		972	
金融商品取引責任準備金繰入額		—		0	
その他の特別損失	※1	—		31	
税引前当期純利益 (△は税引前当期純損失)		△234	△1.72	△23,585	△130.16
法人税、住民税及び事業税		2	0.02	6	0.03
当期純利益 (△は当期純損失)		△236	△1.74	△23,591	△130.19

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本						株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			その他有価証券 評価 差額金	評価・換算 差額等 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
平成18年3月31日残高 (百万円)	32,310	11,232	—	11,232	△11,632	△11,632	31,910	△1,591	△1,591	30,318
事業年度中の変動額										
ストック・オプションの 行使による増加高	24			—		—	24			24
当期純利益(△は当期純損失)				—	△236	△236	△236			△236
資本準備金減少及び その他資本剰余金増加		△11,232	11,232	—		—	—			—
資本剰余金の欠損金填補(注)			△11,232	△11,232	11,232	11,232	—			—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								△133	△133	△133
事業年度中の変動額合計 (百万円)	24	△11,232	—	△11,232	10,995	10,995	△212	△133	△133	△345
平成19年3月31日残高 (百万円)	32,335	—	—	—	△637	△637	31,697	△1,724	△1,724	29,972

(注)平成18年6月の定時株主総会における損失処理項目であります。

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	株主資本						株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			その他有価証券 評価 差額金	評価・換算 差額等 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
平成19年3月31日残高 (百万円)	32,335	—	—	—	△637	△637	31,697	△1,724	△1,724	29,972
事業年度中の変動額										
第三者割当増資による増加高	6,075	6,075		6,075		—	12,150			12,150
ストック・オプションの 行使による増加高	3			—		—	3			3
当期純利益(△は当期純損失)				—	△23,591	△23,591	△23,591			△23,591
資本準備金減少及び その他資本剰余金増加		△6,075	6,075	—		—	—			—
資本剰余金の欠損金填補(注)			△637	△637	637	637	—			—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								△2,911	△2,911	△2,911
事業年度中の変動額合計 (百万円)	6,078	—	5,437	5,437	△22,954	△22,954	△11,438	△2,911	△2,911	△14,349
平成20年3月31日残高 (百万円)	38,414	—	5,437	5,437	△23,591	△23,591	20,259	△4,636	△4,636	15,623

(注)平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。

(4) 重要な会計方針

	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。 なお、当事業年度は残高はありません。	同 左
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(1) 同 左 (2) 同 左
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同 左
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：8年～50年 動産：3年～20年 (2) 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：8年～50年 動産：3年～20年 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常損失及び税引前当期純損失は、従来の方法によった場合に比べ48百万円増加しております。 (2) 無形固定資産 同 左
5. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同 左
6. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、合理的に算出した予想損失率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。	(1) 貸倒引当金 同 左

	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>—</p> <p>—</p>	<p>(2) 賞与引当金 同 左</p> <p>(3) ポイント引当金 ポイントサービスの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。</p> <p>(4) 金融商品取引責任準備金 金融商品取引責任準備金は、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>
7. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同 左
8. ヘッジ会計の方法	<p>為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 ・ヘッジ手段…為替予約 ・ヘッジ対象…外貨建有価証券</p> <p>③ ヘッジ方針 外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。</p> <p>④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。</p>	<p>為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>① ヘッジ会計の方法 同 左</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 同 左</p> <p>③ ヘッジ方針 同 左</p> <p>④ ヘッジ有効性評価の方法 同 左</p>
9. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産にかかる控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。	同 左

(5) 重要な会計方針の変更

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当事業年度から適用しております。</p> <p>当事業年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は29,972百万円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準) 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる貸借対照表等に与える影響はありません。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準) 「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号平成17年12月27日)が会社法の施行日以後に付与されるストック・オプション、自社株式オプション及び交付される自社の株式について適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる貸借対照表等に与える影響はありません。</p> <p>(有限責任事業組合等に関する実務対応報告) 「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第21号平成18年9月8日)が公表日以後終了する事業年度から適用されることとなったことに伴い、当事業年度から同実務対応報告を適用しております。これによる貸借対照表等に与える影響はありません。</p> <p>—</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>

(6) 表示方法の変更

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることとなったこと等に伴い、当事業年度から下記のとおり表示を変更しております。</p> <p>(1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「当期末処分利益(又は当期末処理損失)」は、「その他利益剰余金」の「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>(2) 純額で繰延ヘッジ損失(又は繰延ヘッジ利益)として「その他資産」(又は「その他負債」)に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。なお、当事業年度は残高はありません。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していた「ソフトウェア」及び「ソフトウェア仮勘定」は、「無形固定資産」の「ソフトウェア」及び「ソフトウェア仮勘定」に表示しております。</p> <p>—</p>	<p>—</p> <p>(貸借対照表) 前事業年度において、その他負債「その他の負債」に含めて表示しておりました「未払金」については、負債及び純資産の合計額の1/100を超えたため、当事業年度においては区分掲記することといたしました。</p> <p>なお、前事業年度においてはその他負債「その他の負</p>

「債」に256百万円含まれております。

(7) 個別財務諸表に関する注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度末 (平成19年3月31日)	当事業年度末 (平成20年3月31日)
※1. 関係会社の株式総額 465百万円	※1. 関係会社の株式総額 740百万円
※2. 為替決済、デリバティブ取引等の取引の担保として、有価証券56,896百万円、信用状発行の担保として、預け金2,000百万円を差し入れております。 また、その他の資産のうち保証金は169百万円であります。	※2. 為替決済、デリバティブ取引等の取引の担保として、有価証券30,626百万円及び金銭の信託中の有価証券99百万円、信用状発行の担保として、有価証券2,004百万円を差し入れております。 また、その他の資産のうち保証金は258百万円であります。
※3. 有形固定資産の減価償却累計額 520百万円 —	※3. 有形固定資産の減価償却累計額 982百万円 ※4. 社債は、全額劣後特約付社債であります。

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
—	※1. その他の特別損失には、商標特許仮払金の費用処理額31百万円を含んでおります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

(有価証券関係)

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

Ⅰ 前事業年度(平成19年3月31日現在)

該当事項はありません。

Ⅱ 当事業年度(平成20年3月31日現在)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
平成19年4月9日及び平成19年4月19日に開催した取締役会決議に基づき、次のとおり第三者割当による新株式の発行を行っております。	—
(1) 発行新株式数 普通株式 67,500株 (2) 発行価額 1株につき180,000円 (3) 発行価額の総額 12,150,000,000円 (4) 資本組入額 1株につき90,000円 (5) 資本組入額の総額 6,075,000,000円 (6) 申込期日 平成19年4月25日 (7) 払込期日 平成19年4月26日 (8) 配当起算日 平成19年4月26日 (9) 割当先 金融サービス育成投資事業組合 (10) 保有に関する事項 継続保有の確約を得ております。 (11) 資金の使途 口座数の増加に伴う運用資産の増加に対応した十分な自己資本の拡充を目的とした運転資金	

6. その他

該当事項はありません。

7. その他の財務情報等

(1) 「金融再生法ベースのカテゴリによる開示」

(単位：百万円)

	平成19年度末	平成18年度末
破産更正債権及びこれらに準ずる債権	—	—
危険債権	—	—
要管理債権	—	—
正常債権	—	—
合計	—	—

(注) 上記は、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づくものであります。

(2) 時価のある有価証券の評価差額 (単体)

○ 評価差額

(単位：百万円)

	平成19年度末				平成18年度末			
	時価	評価差額		うち損	時価	評価差額		うち損
		うち益	うち損			うち益	うち損	
その他有価証券	667,924	△14,546	1,321	15,868	276,445	△1,595	216	1,812
株式	23	—	—	—	436	△126	—	126
債券	608,337	△2,437	964	3,401	253,112	△1,323	42	1,365
その他	59,563	△12,108	357	12,466	22,896	△145	174	320

(注) 1. 各年度末の「評価差額」及び「含み損益」は、それぞれ各年度末時点の帳簿価額（償却原価法適用後、減損処理前）と時価との差額を計上しております。

2. なお、満期保有目的の債券、子会社・関連会社株式に係る含み損益は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	平成19年度末				平成18年度末			
	帳簿価格	含み損益		うち損	帳簿価格	含み損益		うち損
		うち益	うち損			うち益	うち損	
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	—	—	—
子会社・関連会社株式	740	—	—	—	465	—	—	—

(3) 利鞘の状況

(単位：%)

	平成19年度	平成18年度
資金運用利回り	1.21	1.42
資金調達原価	3.20	3.40
総資金利鞘	△1.99	△1.98
総資金利鞘(含む金銭の信託)	△2.24	△2.45
資金利鞘	0.48	0.89

(4) 預金の状況

(単位：百万円)

	平成19年度末	平成18年度末
普通預金	199,883	152,433
定期預金	525,642	327,193
その他の預金	34,671	3,503
合計	760,198	483,130

(5) 定期預金の残存期間別残高

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 2年以下	2年超 3年以下	3年超	合計
平成19年度末	359,188	41,136	20,891	104,425	525,642
平成18年度末	148,551	50,662	30,585	97,393	327,193

(6) 営業経費の状況

(単位：百万円)

	平成19年度	平成18年度
人件費	1,931	1,621
物件費	11,627	7,062
内減価償却費	2,341	1,743
税金	486	325
合計	14,044	9,009

(7) 役員・従業員の状況

	平成19年度末	平成18年度末
役員	15名	15名
取締役	12名	12名
監査役	3名	3名
従業員	195名	175名
合計	210名	190名

(注) 従業員数は、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。

8. その他

(1) 当行の概要（平成20年3月31日現在）

名称 イーバンク銀行株式会社

本社所在地 東京都千代田区内幸町1-1-7 大和生命ビル

設立年月日 平成12年1月14日

開業年月日 平成13年7月23日

資本金 38,414百万円

法人主要株主

金融サービス育成投資事業組合 組合員 DBJ事業投資株式会社、NTTファイナンス株式会社、マネックス・ビーンズ・ホールディングス株式会社、住友商事株式会社、Bridgehead株式会社、ジャパン・デジタル・コンテンツ信託株式会社、アセット・インベスターズ株式会社、大和生命保険株式会社、株式会社栄光

(2) 役員（平成20年3月31日現在）

取締役会長	丹治 誠
代表取締役社長	松尾 泰一
代表取締役副社長	星崎 治男
取締役	大塚 年比古
取締役	佐伯 和彦
取締役	郷原 淳良
取締役	佐藤 昌弘
取締役	沼倉 進
取締役	野々宮 恵司
取締役	高橋 一浩
取締役	豊島 俊弘
取締役	佐々木 雅一
監査役	富金原 俊二
監査役	池田 克朗
監査役	村上 春雄